

## 御意見（全文）

No.	御意見
1	<p>男女共同という名称について改変を望みます。男女という限られた括りで語る条例ではなく、八王子市民や八王子市で生活する人々等に名称を変更するべきだと考えます。男女という括りは時代に即していません。</p>
2	<p>条例素案を確認したので、意見を送ります。</p> <p>①本市では「平成 11 年に男女共同参画都市を宣言して、総合的な取り組みを行ってきたが、依然として性別による固定的な役割分担意識や社会慣行などの課題が残っているので、男女共同参画をこれ以上に進めるために条例を作る」とあります。上記課題解決に向けて男女共同参画という方法をもっとどのような社会をつくるのか？国際社会では「男女平等社会」を目指すという明確なメッセージが発せられ、そのために男女が対等な立場で問題解決にあたるという（共同参画）というプロセスが進められています。八王子市の男女平等社会をめざすという強い姿勢を謳い、実現への本気度を示すなら、表題を「男女平等条例」とするのが、いままでの本市の取り組みを一步も二歩も進める本気度を示す道ではないでしょうか？</p> <p>②条例素案のポイントの（ア）に「固定的な性別役割分担意識払拭のための子どもの頃からの意識醸成」とあり、同感します。が、このために教育を担う市は何をするのか？基本理念の中にある教育関係者、学校などの表現の中に市がこの理念をけん引していくという意思が不明確。4 の責務の中に教育関係者の責務について、市の施策への協力だけでなく、教育関係者の男女平等社会実現への意識変革を促す文脈にしてほしいです。</p> <p>③5 の基本体制の中に活動に対する支援があります。市の施策を進め上で市民活動への支援はどの分野でも重要なものですが、補助金の交付を受ける団体個人への助言や相互理解などの具体的なイメージがありません。このことは次の(4)「体制の整備」(5)男女共同参画審議会にも言えます。人の配置、財源などのイメージは見えてきません。この段階で具体性を持っておかなければ責任ある条例として位置づいていかないのではと思います。特に審議会については、男女共同参画の形を表現する重要な審議会で、注目が集まります。もう少し、この条例の趣旨を具現化できる表現（内容の絞り込みを）にしてほしいです。</p> <p>④6 の基本施策は極めて不十分と感じます。何をするのか？男女平等社会実現のための一步として、基本理念に書かれていることをどのように具体的に、何を重点として取り組むのかが抜け落ちているように感じます。個人が多様な生き方を選択し、暴力を受けず、社会でも家庭でも対等に健康に生きる、男女平等を教育で学ぶ、一つ一つについての市の施策が問われているはずですが、その記述がないと、この条例が施行されても評価する基準が不明確になります。点検も不能です。柱だけでも明確化する必要があると思います。特にさまざまな分野の経験から、実施がむずかしい相談・苦情については入念な事前議論が必要だと思います。庁内の活発な情報交換と議論に期待します。</p>
3	<p>1.&lt;意見&gt;題名を「八王子市男女平等参画条例」とするよう求めます。</p> <p>&lt;理由&gt;都の条例をはじめ、八王子市とよく比較される立川市の条例も「男女平等参画」という言葉を題名につけています。素案の「(仮称) 八王子市男女共同参画社会の実現を目指す条例」という題名は、「平等」ではなく、一步引いた「共同」という言葉を用い、さらに「実現する」ではなく、その手</p>

前の「目指す」という言葉を用いています。その結果、男女対等な社会の実現に向けて、一步も二歩も引いた印象を受けます。仮に中身は大きく変わらないとしても、条例の題名には市の姿勢が現れます。他からも注目される点であり、素案では少なくとも「八王子市は立川市よりも一步、二歩遅れている。腰が引けている」という評価を受けてしまいます。他に「男女平等」を題名に使っている自治体は、日野市、港区、川崎市などがあります。「男女平等」という言葉を題名に使わない特段の理由も考えられません。

2.<意見>(21)苦情申出への対応の項に、以下の条文を追加するよう求めます。

- ・ 市は、市民及び事業者からの、市が実施する男女平等参画施策又は男女平等参画の促進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の申出を受け付ける苦情申し出窓口を設置する。

- ・ 市は、前条に規定する苦情申し出窓口へ寄せられた苦情の申出を適切かつ迅速に処理するため、八王子市男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という）を置く。

- ・ 苦情処理委員は、男女平等参画の促進に深い理解と識見を有する者を公正な方法で選出し、市長が任命する。

〈理由〉男女共同参画を推進していく上で、市民等の苦情を幅広く把握していくためには、市民等が苦情を申し出る行為が認められ、申し出る場所が用意されていることが必要です。素案では、(21) ①に「市長は、施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民等から苦情の申出を受けた場合は、適切な措置を講ずることとします。」とあります。しかし、苦情を申し出る場所もしくは相手が無ければ、「苦情の申出を受けた場合」が生じません。すると、この条項が有名無実化してしまう懸念があります。

3.<意見>(21)苦情申出への対応の①を以下のように修正するよう求めます。

①苦情処理委員は、施策又は男女平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民等から苦情の申出を受けた場合は、適切かつ迅速な措置を講じるよう市長に勧告することができる。

〈理由〉素案の(21)苦情申出への対応は、市長が行なうこととなっています。さらに、①②ともに、語尾が「することとします」と責務ではない表現となっています。従って、市長が苦情への対応をしないと判断をすれば対応がされないという事態も懸念されます。そのようなことを鑑みると、苦情の対応は、まず苦情処理委員が行ない、市長に措置を促すという形にする方が前記懸念を払拭できます。代案としては、現在の①②の項を、それぞれ、

①市長は、施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民等から苦情の申出を受けた場合は、適切かつ迅速な措置を講じなければならない。

②市長は、前項の規定による処理を行うために必要な体制を整備しなければならない。

のように、市長の責務とすることを求めます。

4.<意見>(11)項から(17)項すべてに共通して、「市長は、……することとします。」という表現になっています。しかし、この表現は、責務なのか権限なのかが曖昧です。立川市の男女平等参画基本条例では、これに相当する条項が存在しますが、責務であることは「……しなければならない」という責務表現となっています。八王子市の本条例もこれを参考にし、権限と責務は明確に表現するべきと考えます。

	<p>〈理由〉市長という市で最高最大の権限を持つ者の行為について責務があいまいな表現をしていることは、市長に対する遠慮の現れであり、ひいては男女対等な社会の実現に対する市としての姿勢が立川市と較べて及び腰であるとの印象を与えかねません。これは、八王子市としても望むところではないと考えます。</p>
4	<p>とても期待している条例です！ 人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現には 前文に書いてあるように 日本国憲法にある個人の尊重と法の下での平等が不可欠です。平等が貫かれる、基本とする条例となることを切望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平等をめざす男女共同参画社会に、してほしいので男女平等参画条例にしてほしい。 ↑名称も中身も</li> <li>・ 相談や苦情申出への対応は市長の努力義務のような書き方に感じます。申出に積極的に対応する窓口を条例にはっきりと示してほしいです。</li> </ul>
5	<p>パブコメ 2 回め</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ さっそく配布用の資料を置いて下さりありがとうございます！</li> <li>○ 国連ですすめる SDGs と八王子の理念と方向性は同じ。私が活動している新婦人でも同じです。SDGs の 5 番目のジェンダー平等をめざすことが世界の大きな流れです。今、条例をつくるならジェンダー平等社会をめざしてほしいです。ジェンダー平等条例に又は、女性と男性及び多様な性の平等参画条例</li> <li>○ 市の責務①市は基本理念にのっとり施策を策定し実施する責務を有すると明確にしてほしい。推進状況を把握することは市の責任を軽くしているように思います。市の自覚が男女平等ジェンダー平等の参画の最も重要な推進力となります。</li> </ul>
6	<p>1. 条例の名称を八王子市ジェンダー平等条例、あるいは八王子市男女平等条例に変更してください 理由：男女共同参画社会基本法が制定されたのは、1999 年、今から 23 年前である。そのころに八王子の条例を作るならいざ知らず、いまさら、男女共同参画社会の実現をめざす、と条例タイトルで、大きく宣言することは、これまでの 20 年間、八王子市では男女共同参画の取り組みをしてこなかったのか、と思われるだろう。またこの法律が制定された当初、この男女共同参画のなかに LGBTQ といった性の多様性への認識は含まれていなかったと思われる。2030 年までの国連のアジェンダとして SDGs の 5 番目、ジェンダー平等が掲げられている今を考えるならば、条例名はジェンダー平等条例とするのが当然ではないでしょうか。横文字の条例名に抵抗があるのなら、男女平等となる。ジェンダー平等条例としたからといって、同性パートナーシップなどの課題にまで踏み込む必要はない。ただ古典的な男女という言葉でイメージされる範囲よりも、広く、一人一人が個人として尊重されるという事を表現している言葉としてジェンダーを使うのが、今というこの時に作る条例として適切です。</p> <p>2. 条例名から、目指す という文言を削除してください。 理由：国の男女共同参画社会基本法は、1999 年に制定されている。この法律のたて付けは、憲法で定める男女平等の実現に向けて、男女共同参画社会の実現、形成が喫緊の課題となっている、としている。つまり、目指すは男女平等社会で、男女共同参画社会を広く実現させていくことによって、男女平等を実現していく、となっている。つまり、男女共同参画は男女平等の手段あるいは、その過程で</p>

あり、目指す姿は男女平等である。男女共同参画社会の実現を目指す という条例名では、男女共同参画社会が最終目標と読めます。それでは、法律の言っていることを反映していることになりません。また、八王子市は、やっとなら、男女共同参画推進に取り組むのか、といった誤解を与えかねませんので、削除してください。

さらに、条例名にめざす という言葉を入れるのは、適当ではありません。市が検討会に示した、中核市 56 市のうち、条例名に目指すを使っているのは、福井市のみです。多摩 26 市中、条例を制定している 13 市においても、男女共同参画社会を目指す、という条例はひとつもありません。男女共同参画社会を目指すのではなく、推進することによって、目指すのは、男女平等社会です。

男女共同参画社会を推進するためのものであることがわかる名称に修正した、との解説がついているが、上記の理由で、実現を目指す という言葉は不相当であり、男女共同参画社会を推進するという理解に直結しません。

3. (全文について) 日本政府が批准している「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」について、記載してください。

理由：この条約を補完する選択議定書の批准については、2 度にわたって八王子市議会で、全会一致で批准を求める意見書が採択されています。国際社会との連動の中で取り組まれているのがジェンダー平等であるという事を明らかにするためにも、この条約についての記載を求めます。

4. (全文について) 第 2 パラグラフの削除と見直しを求めます。

理由：無意識の思い込みに基づく社会慣行等が依然として根強く残っていて、と記載されています。残っていることによって、どのような問題が起こっているのか、が書かれていません。ジェンダーに基づく性差別が、意識や社会慣行に根強く残っていることによって、貧困や暴力などの問題が起こっているのです。このことをしっかり明記してください。なぜ、無意識の思い込みに基づく社会慣行等が残っているのでしょうか。意識の固定化をもたらす制度や社会の仕組みがあるからではないでしょうか。意識の固定化をもたらす制度などの問題にも同様に取り組まなければならないとの意見は、「検討会」の参加者からも度々出ていましたが、反映されていません。市の書き方では、無意識な思い込みをする人が多いから、男女平等が進まないのだ、というように、個人を責めるようにも取れます。ゆえに削除を求めます。行政にできることは、思い込みを少しでもなくすようにするための環境整備、制度の見直しです。見直しとして、生理的貧困をはじめとする、女性の貧困がコロナ禍で大きく可視化されたことこそ、取り組むべき課題であり、いま、この時期に条例を制定する根拠でもあると思っています。課題として、ジェンダーに基づく性差別、暴力、女性の貧困等について、記載してください。

5. (用語の定義について) 地域活動団体をその他の団体に変更してください。

理由：なぜ、地域活動団体となっているのですか。事業者など以外の団体すべてが対象のはずです。狭く限定する必要はありません。

6. (用語の定義について) 男女の性区分がグラデーションであることから、多様な性についての規定も追加してください。

理由：誰をも対象にしているのですから、性指向、性自認といった文言の定義が必要です。男女が共

に生きる八王子プランでも言及されています。いま進行している推進プランより条例が後退することなど、あってはならないことです

7. (用語の定義について) メディアリテラシーの定義を追加してください。

理由：子どものころからの意識醸成が重要、思い込みや社会慣習などが性差別を固定化するとともに市は考えています。ならば、性別等に関する固定観念を払拭するためにも、情報を批判的に読み込むメディアリテラシーの力は必要です。当然、取り組む施策の一つでもあるのですから、きちんと定義すべきです。

8. (用語の定義について) 条例で取り扱う用語であるにもかかわらず、施策に関係するのは、ドメスティックバイオレンスとセクシュアルハラスメントのみとなっています。少なすぎます。具体的に施策に関連する用語を追加してください。リプロダクティブヘルス、セクシュアルライツ、などです。

理由：基本理念⑤に対応する言葉です。定義に書きこむべきです。男女が共に生きる八王子プランにも、リプロダクティブヘルス／ライツとして、政策課題となっています。

9. (用語の定義について) ジェンダーの定義を追加してください。

理由：ジェンダー平等は、2021年の新語・流行語大賞のトップ10に入っています。最近とみに新聞、テレビ等でもこの言葉が使われているところです。広く使われている文言なのでしっかりと定義する必要があります。SDGsの5番目は、ジェンダー平等です。国内外において十分認知されている文言であることを強調します。また、ジェンダー統計についても、男女別統計の必要性は市も認識していることから、定義すべきです。議会での質問でもおられられており、市が研究課題と答弁したのは2018年のこと。内閣府の男女共同参画局では、ジェンダー統計の調査を始めているところです。

10. (用語の定義について) 脳に刻み込まれ、といった非科学的な表現は削除してください。

理由：無意識のおもいこみの定義で、脳に刻み込まれ、との表現があります。非科学的であり、条例の文言に不適切です。脳にきざみこまれているのであれば、いかんともしがたいということでしょうか。政策課題になりえません。

11. (体制に整備について) 男女共同参画センターを条例に位置付けてください

理由：現在すでに男女共同参画センターがあります。すでにあるものを条例文の中で例示とするのはおかしいです。また、相談や啓発活動を行うための拠点施設となっていますが、市民が活動するための拠点施設でもあるべきです。そのことがわかるような文言にしてください。と同時に財源についても明記すべきです。

12. (男女共同参画審議会について) 審議会の所掌事項、組織及び運営、権能などを条例に書き込んでください。

理由：市規則で定めるとして条例には盛り込まれていません。なぜ記載してないのですか。所掌事項、権能などをどのようにするか、という事は議会の議論とすべき事項です。市民の代表である議会を軽視するものです、市長の諮問に応じ、推進計画に関すること、市長が必要と認めたものの2つの事項のみが答申内容となっています。これでは自分たち行政のチェックを自分たちで行う、というものであり、市民の視点が欠けていると同時に、自律的な組織とは言えません。審議会の自律性を担保する条文を付け加えてください。と同時に委員として市民公募を設ける必要があります。

	<p>13. (男女共同参画審議会について) 具体的所掌事項として以下のことを付け加えて下さい。 理由：12に記載の通り。審議会の自律性担保にとって必要な文言です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画施策についての調査、企画、立案等を行い、市長に意見を述べるができることを明記すべき</li> <li>●必要に応じて 男女平等社会の実現に関して、市長に意見を述べるができることを明記すべき</li> <li>●審議会から関係機関等への協力要請について定める必要がある</li> <li>●審議会の公開について定める必要がある</li> </ul> <p>14.(苦情申出への対応について) 苦情処理機関の組織、所掌事項、権能等を条例に明記すべきです。 理由：①条例には積雪な措置を講ずる、必要な体制を整備する としか書かれていません。説明補足として、第3者的な体制を整備することを想定している、としていますが、なぜ、条例に書き込まないのでしょうか。理由を教えてください。</p> <p>②この条例では、市に改善を求めたいと思う事項があっても、どのように申し出ればいいのか、どこなのか、誰が対応するのかなどなど、何もわかりません。また、自分が感じている課題が苦情申し出に該当するのかどうか、といった、申し出の範囲も明記されていません。そのような中で、意見を求められてもできません。という事は、市民へのパブコメとして、とても不十分ということです。申し出の範囲、組織、所掌事項、権能などを明記すべきです。</p> <p>③苦情の申し出の範囲として、市が実施する男女共同参画施策または男女平等社会の実現に影響を及ぼすと認める施策並びに性別における差別的取り扱い、その他男女平等社会の実現を阻害する人権侵害と認める事項 を提示すること</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>○条例の名称について 男女共同参画ではなく、ジェンダー平等又は男女平等を用いる方が適切です。</li> <li>○苦情申出への対応について 男女平等、男女共同参画に反している、と思えることがあった場合どこに、どのような形で申し出れば良いのかわかりません。条例に名記すべきです。</li> </ul>
8	<p>(1)条例の名称を「八王子市男女平等参画推進条例」に変更すること 理由：「共同」とは、広辞苑によると「2人以上の者が力をあわせて事を行うこと」とあり、「男女共同参画都市宣言」してから、23年過ぎた今、ジェンダーフリーは大きな社会問題となり、意識化されてきています。そして市のすべての施策に据えなければいけない問題になっているのではないのでしょうか。「共同」は意味が全く違います。(2)の前文に憲法14条の「法の下での平等」を掲げているのですからなおさら、「男女平等」と明確にすべきです。そして遅ればせながら積極的に推進していかなければならない問題ですし、私たち市民も理解しやすいのではないのでしょうか。</p> <p>ちなみに「平等」とは「かたよりや差別がなく、すべての者が一様で等しいこと」とあります。名称を見て分かり易いのが多くの方に浸透していくのではないのでしょうか。東京都も、ほかの区市も「平等」を使っているところが多いです。</p> <p>(2)全文について 5行目の「しかしながら、…進む一方で、」の後に「女性の雇用形態、賃金格差、女性に対する暴力や</p>

	<p>セクシャル・ハラスメントなどの人権侵害や職場、家庭、地域などにおける性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく慣習や慣行が依然として存在しており、男女平等の実現には、なお一層の努力が必要な状況である。」として「社会全体に…原動力となります。」までを削除して条例の意義を分かり易くなるのでは。最後の段の「男女共同…」を「男女平等…」に直す。</p> <p>理由：いま、現実には起きている、ジェンダー問題が何かを具体的に書くことにより、市民がこの条例の意義がつかみやすい。また、何気なくやっている慣習や慣行を意識できるように具体的表現が大切ではないでしょうか。</p> <p>「男女平等…」は、名称を変えることによるもの。条例案の文章も変更すること。</p>
9	<p>日本は男尊女卑の国、ジェンダー平等指数世界 120 位と恥ずべき状況です。世の中、男女ほぼ半々にあります。平等を実現する一番の近道は、クォーター制度の導入です。(ジェンダー平等先進国はそれが主流) あらゆる困難を克服して、クォーター制 50% を実現しましょう。全てに女性が、半分になるように(又はそれに近づくように)枠を決めてしましましょう。政治でいえば立候補の半分が女性というのではなく、当選者の半分以上を女性と決めるのです。会社の採用の半分は女性、重役、管理職の半分以上も女性と決めてしまうのです。ジェンダー平等を叫ぶことも大切ですが、クォーター制導入が一番の近道です。</p>
10	<p>(1) 条例の名称</p> <p>理念を示すうえで、名称には、「北京宣言・行動綱領」はじめ国際的に使用され、男女共同参画社会基本法や内閣府男女共同参画局の英語表記にも用いられている Gender Equality に相当するジェンダー平等(男女平等)を用いる方が適切であると思います。男女共同参画社会基本法前文および第一条より、男女共同参画は、理念(目的)とジェンダー平等に至る過程ないし手段の性格を併せもつ概念と解されます。東京都、清瀬市、国立市、小金井市国分寺市、立川市、多摩市、東大和市、日野市、三鷹市、武蔵野市等が、条例名に平等を用いていることは周知の通りです。また、法令の名称は、内容を簡潔・的確に示すもので、条例名に「目指す」は不要ではないかと思えます。</p> <p>(2) 全文</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目指すものを示すうえで、男女共同参画社会基本法と同様、少なくとも 1 行目の「男女共同参画社会の実現」は、「ジェンダー平等(男女平等)」を用いる方が適切であると思います。</li> <li>・「固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みに基づく社会慣行等」と、意識(原因)が慣行(結果)を生むよう説明されていますが、意識と制度や慣習・慣行、ひいては社会環境は互いに再生産し合う関係にあるのではないのでしょうか。因果関係を記さず、意識、慣習・慣行、制度、社会環境等を併記する方がよいと思います。問題を専ら意識に帰す説明は、誤解を招くうえ、市民等にとっては、あなたたちの意識の低さが元凶だと責められている印象があり、共感され難いと思います。</li> <li>・社会経済分野への進出の現状について、条例前文で「著しく」とその程度を断じることは適切でないと思います。</li> <li>・「桑都」における女性の労働など、八王子市の女性史の他区市にはない特徴に触れた方がよいと思います。</li> <li>・「すべての人が元気に活躍し、」の前に、その前提/条件となる「安心して生活することができ」が要</li> </ul>

と思います。

・「(2)前文」と「(20)相談申出への対応」では「など」とひらがな表記が、他は「等」と漢字表記が用いられています。両者はどのように使い分けられていますか？

### (3) 条例の目的

最終的な目的(結論)を述べる末尾の「男女が共に参画する社会の実現を目的とします」は、男女共同参画より、ジェンダー平等(男女平等)を用いるのが適切であると思います。「北京宣言・行動綱領」はじめ国際的に使用されている理念の概念であり、男女共同参画社会基本法や内閣府男女共同参画局の英語表記にも用いられている Gender Equality に相当する日本語表記は、ジェンダー平等(男女平等)ではないでしょうか。

### (4) 用語の定義

#### ①無意識の思い込み

「脳にきざみこまれ」という科学的ではない隠喩を条例上の定義に用いることは適切でないと思います。たとえば、「無自覚に認識に取り込まれ」等としてはいかがでしょうか。

②素案には用いられていませんが、本来は、条例の最終目的(理念)を示す「ジェンダー平等(男女平等)」と「ジェンダー」、主要な政策手法である「ポジティブ・アクション(積極的改善措置)」、実態把握・施策の策定と進捗・効果確認に不可欠な「ジェンダー統計」等は文中に用い、定義しておくことが重要であると思います。

### (5) 基本理念

①について、差別的扱いの禁止を実効あるものとするために、「性別による差別的な取り扱い」の前に、「直接、間接を問わず」を入れ、間接差別の禁止を明記する必要があると思います。

②について、「性別役割分担意識や無意識の思い込みに基づく社会慣行等」と、意識(原因)が慣行(結果)を生むよう説明されていますが、意識と制度や慣習・慣行、ひいては社会環境は互いに再生産し合う関係にあるのではないのでしょうか。因果関係を記さず、意識、慣習・慣行、制度、社会環境等を併記の方がよいと思います。問題を専ら意識に帰す説明は、誤解を招くうえ、市民等にとっては、あなたたちの意識の低さが元凶だと責められている印象があり、共感され難いと思います。

⑤について、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」「セクシュアル・ライツ」等の概念を用いることが、権利の認識の浸透、リテラシーの向上につながるのではないのでしょうか。

⑥について、性別に起因する暴力として、ドメスティック・バイオレンスのみが例示されています。私生活におけるドメスティック・バイオレンスを挙げるなら、セクシュアル・ハラスメント等社会生活における暴力をも挙げておく方がよいと思います。

### (7) 市民の責務

②は、①の「基本理念にのっとり、家庭」において男女共同参画の推進に努める」に含まれ、別項を立てない方がよいと思います。公共政策/施策の対象は、個人の意識・信念や行動選択に影響を与える社会通念や慣習・慣行、社会環境であって、個々人の信念や行動ではありません。男女共同参画社会基本法の基本理念に添うものとは言え、個人の信念や私生活のあり方に、法令で言及することは避けるべきではないでしょうか。

#### (8) 教育関係者の責務

教育分野では、歴史的に、性別にかかわらず、一人ひとりの個性を尊重し、自己の伸長と社会の発展のために能力を生かすことができるよう支援する教育を称して男女平等教育という語が用いられてきており、本項においては、この語が用いられて然るべきと思います。国の男女共同参画基本計画（第1期）や「男女共同参画白書」（平成26年度版）において、「男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」の第1項として「男女平等を推進する教育・学習」が用いられてきています。

#### (9) 事業者の責務

②「雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保」、「職業生活と家庭生活その他の活動の両立」に加え、「職場におけるハラスメントの根絶」を挙げる必要があると思います。

#### (10) 地域活動団体の責務

##### ①

- ・「必要に応じて」を入れる意は何でしょうか。
- ・「固定的な性別役割分担意識や慣行」、「参画」とともに、「性別による差別的取扱い及びハラスメントの根絶」を挙げる必要があると思います。

#### (11) 情報の収集及び調査

①実態把握、それに基づく施策の策定、進捗管理、効果や影響の評価に必要な「ジェンダー統計」の整備を入れる必要があると思います。

②「情報収集及び調査」において「市民等に対し」「助言する」はどのようなことが想定されているのでしょうか。

#### (13) 活動に対する支援

活動に対する支援として、①「情報提供その他の必要な支援」に加え、別項を立て、②「補助金の交付を受けた者に対し、立案・決定への女性の参画状況その他の男女平等社会の実現に関する取組状況について、報告を求め、助言を行うことができる」ことを加える必要があると思います。

#### (14) 体制の整備

・「体制の整備」とし、条文中に拠点を例示するのではなく、「①拠点施設」の項を立て、「必要な施策を実施し、市民が活動するための拠点施設を整備する。」旨明記し、②として「その他必要な体制の整備」を規定する方が、拠点施設が確かに根拠づけられると思います。

- ・体制整備の前提となる財政上の措置も明記すべきであると思います。

#### (15) 男女共同参画審議会

男女共同参画の推進に係る意思決定に際し、市長が意見を求める附属機関である審議会は極めて重要な機関です。男女共同参画社会基本法が規定する市町村男女共同参画基本計画と異なり、市の男女共同参画審議会については、市が条例によって設置するしかありません。条例に章を設け、設置、所掌事項だけでなく、組織、任期、会長および副会長、招集、定足数および表決数、権能、会議および議事、関係機関等への協力要請、会議の公開等を条例に定めるべきであると思います。

- ・男女共同参画審議会条例を設ける市もある中、条例の定めを設置と所掌事項のみに限り、「審議会の

	<p>組織及び運営に関し必要な事項」を規則に委ねるのはなぜでしょうか。</p> <p>(16) 推進計画</p> <p>②「市民等の意見を反映することができるよう」より「意見が反映されるよう」とする方が適切であると思います。</p> <p>④「変更について準用する」とするより、前3項の「策定」を「策定または変更」とする方が確実ではないでしょうか。</p> <p>(16) 推進計画 (17) 実施状況の公表</p> <p>施策について、「推進計画」と「実施状況の公表」とともに、基本理念①～⑥から導かれる施策の柱が記される方がよいと思います。「ジェンダー（男女）平等に関する啓発」、「ジェンダー（男女）平等教育」、「リプロダクティブ教育/学習」、「リプロ・ヘルス/ライツやセクシュアル・ライツの尊重・確保」、「性別に起因する暴力の根絶」、「刊行物等における表現」、「事業所としての市役所における取組」などが施策の柱になり得ると思います。</p> <p>(20) 相談申出への対応</p> <p>「(2)前文」と「(20)相談申出への対応」では「など」とひらがな表記が、他は「等」と漢字表記が用いられています。両者はどのように使い分けられていますか？</p> <p>(21) 苦情申出への対応</p> <p>苦情申出への対応体制は、市民の市行政に対して苦情を申し出る権利の擁護に直接かわり、また、条例の実効性を確保するうえで極めて重要な役割を有します。男女共同参画社会基本法が規定する市町村男女共同参画基本計画と異なり、「市の施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策」に関する苦情申出に対応する体制は、市が条例によって定めるしかありません。よって、苦情申出に対応する体制については、条例に1章を設け、申出の範囲、組織とその所掌事項、権能等を明記すべきであると思います。</p>
11	<p>(1) の条例の名称について</p> <p>男女平等基本条例またはジェンダー平等基本条例としてください。私たちが目指す社会は、ジェンダー平等の社会です。男女共同参画は、その道筋の一つです。男女共同参画は大切なことですが、条例は目指す社会をきちんと示してほしいです。そのためにも、男女平等またはジェンダー平等への方向性が入った条例名が適当だと思います。</p> <p>(2) 全文について</p> <p>八王子市の取り組みの前に、1985年に日本が締結した、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」のことを入れてください。各自治体で、今八王子が取り組んでいるような条例ができた経緯は、この条約の締結と、国の「男女共同参画基本法」によるものであるからです。</p> <p>(5) 基本理念について</p> <p>その他にまとめずに、ドメスティック・バイオレンスと並んで、セクシュアル・ハラスメントの文言を入れてほしい。社会の様々な場面でのこの問題が、報道されている昨今です。女性はこのことで仕事に困難をきたしたり、仕事を続けられなくなったりすることが、今も続いています。事業者の責務に“基本理念にのっとり”とあるなら、きちんと言葉として理念に入れる必要があると思います。</p>

	<p>(8) 教育関係者の責務について</p> <p>男女共同参画の推進ではなく、ジェンダー平等または男女平等社会の推進のための教育の果たす役割としてください。もちろん男女共同参画の視点も大切です。でもそればかりではなく、教育では、メディアリテラシー・性教育・固定的な役割分担の問題等、男女平等教育の視点で取り組まなくてはならない問題がたくさんあり、それが将来のジェンダー平等社会に向けての人格形成に必要なことです。</p> <p>(14) 体制の整備について</p> <p>拠点施設として。男女共同参画センターを設置する、としてください。今現在、ジェンダー平等に関する施策を行っているのは、男女共同参画センターです。必要な体制などとあいまいな表現ではなく、今あるセンターをきちんと拠点施設として位置づけるべきです。</p> <p>(15) 男女共同参画審議会について</p> <p>審議会の組織、委員に関する事などを条例に明記してください。審議会はこの条例が施行されれば、大事な役割を果たす組織です。どのような組織になるのかは、条例の制定過程で検討できるようにしてください。検討会での資料の盛岡市や京都市、近隣の立川市や多摩市なども、条例に明記しています。</p> <p>(21) 苦情の申し出への対応について</p> <p>必要な体制について審議会同様、組織について、窓口について、委員についてなどを、条例に明記してください。どのようなところに行けば解決できるのかが、市民の目に触れる必要があります。別途規則では困ります。これも立川・多摩・小金井・武蔵野など多摩地区多くの市で条例に明記されています。</p>
12	<p>① 条例名について、文体について</p> <p>条例のタイトル名をわかりやすく男女平等条例にしてください。仮称の「八王子市男女共同参画社会の実現をめざす条例」では長すぎてだらりとしていてポイントがつかみにくいです。タイトルも内容の前文、条例の目的、用語の定義なども「ですます調」のただらした文章体でなく、「である調」の簡潔な文章がいいと思います。</p> <p>② 日本では長い間、男女平等の意識が薄くて、今でも賃金格差は大きいし、家庭内の仕事の分担も極端に差があります。意識形成に大きな役割をもつのが教育ですから、基本理念のところに教育の果たす役割・市の役割をしっかりと書いてください。</p>
13	<p>(1) 条例の名称について</p> <p>1999年に男女共同参画都市宣言をし、2003年に男女共同参画センターを開設し「男女が共に生きるまち八王子プラン」に基づき長年にわたりいろいろな取組みを行って来たにもかかわらず依然として男女共同参画が進まないということは目指す方向が間違っているというかずれているからではないかと思います。「男女共同参画」社会を実現するためには、男女平等やジェンダー平等を本気で押し進めるための施策が必要になると思います。男女平等やその他の様々な平等が達成されて初めて家庭でも職場でも地域でもそれぞれが望むフィールドで、活躍することができる持続可能な社会が実現するのではないかと思います。したがって目指すは男女平等、またはジェンダー平等なので、条例名は「男女平等条例」または「ジェンダー平等条例」として欲しいと思います。</p>

	<p>(14) 体制の整備について</p> <p>現在クリエイトホールに「男女共同参画センター」があり、相談事業や啓発活動を行っており拠点施設として知られています。なぜ新たに中核となる拠点を設置する必要があるのでしょうか？男女共同参画センターを拠点とする、と明記すればよいと思います。もし何か足りないのであれば、今の「男女共同参画センター」を拡充させれば良いのではないのでしょうか？その際には名称も現在英語表示で示されている「ジェンダー平等センター」「ジェンダーイコールセンター」と変更したら良いと思います。</p> <p>(15) 男女共同参画審議会について</p> <p>男女共同参画の推進に関する調査審議をする機関というのは具体的にはどんなイメージなのでしょう？市長の附属機関ということですが、どんな時にどんなメンバーで開かれるのですか？市長の立場を代弁する機関ということでしょうか？市民が男女平等、男女共同参画に対して苦情がある場合もこの機関に申し出るのでしょうか？苦情がある場合の申し出窓口やその場合どのような方が審議するのかが明記されていないと安心して申し立てが出来ないと思います。「苦情処理委員会」をきちんと規定してください。</p>
14	<p>● 条例の名称と目的について</p> <p>目指すのは「男女共同参画」ではなく「ジェンダー平等の社会」だと考えます。東京都の条例の「男女平等」と書かれています。「共同参画」との表現は目的を曖昧にさせていると思います。共同参画だけではなく、その先にある性別による格差や差別がない社会、ジェンダー平等を目指すという目的がはっきりとわかる名称と目的にしてください。</p> <p>● 基本理念の③、④、⑤について</p> <p>主語が「男女」となっています。性は男と女の2種類に分けられるわけではありません。多様な性が存在し、多様な家族の形が存在します。「男女」ではなく「すべての個人が」という主語にしてください。</p> <p>● 4 責務 (2) 市民の責務について</p> <p>②市民は家庭において…という項目は、「市民は、家庭において、家事、育児、介護その他家庭生活における活用について男女が協力し合い…」という表現ですが、男女(父・母)がいて協力しあう固定的な家庭像を連想します。家事、育児、介護は家庭の行うもの、という固定的イメージもあたえかねません。この項目は特に必要ないと考えます。</p> <p>● 5 基本体制 (4) 体制の整備について</p> <p>市の男女共同参画センターのことを意味するのだと思いますが。この拠点が中心となって啓発や情報収集を務めるところなので、基本体制の(1)や(2)の上に取り出した方がいいと思います。そして、「拠点を設置する等必要な体制を…」と濁さずに「拠点施設(男女共同参画センター)を設置する」と明確に書いてください。</p> <p>● 6 基本施策 (5) 男女共同参画審議会 について</p> <p>市長の諮問、市長が必要と認める事項で、組織・運営規定も規則のみでは、その時々市長の意向によって審議会の役割が果たすことができるかわかりません。より自律的な機能が必要です。組織につ</p>

	<p>いても条例に明記し、必要に応じて答申や提言ができるようにしてください。</p> <p>● 7 禁止事項 (4) 苦情申出への対応について</p> <p>①…適切な措置を講ずる ②必要な体制を整備する…</p> <p>はとても曖昧な表現です。苦情処理委員の明記などどのような体制をつくるのか明確にしてください。</p>
15	<p>「男女共同参画」の必要はもちろんだが、この数年で急速に高まったジェンダーをめぐる社会の声からすると、ジェンダーの粹全てを取り払い、全ての人が個人として尊重される八王子を目指すとして「ジェンダー平等参画社会の実現を目指す条例」としてほしいし、それに見合った中身を目指してほしい。</p> <p>「読書のまち八王子」「再生可能エネルギー」など、八王子はスローガンに見合った取り組みができていない。耳ざわりのいいことばを並べるだけでなく、実効性のあるものとするために、必要な拠点や苦情処理の場、正規の相談員の配置と、市としての責任部署を明確にすることが必要だと考えます。同時に、市民の声を反映する委員や審議会、運営方法についても明確に記述してほしい。</p>
16	<p>○八王子市男女共同参画という言葉に「平等」という言葉をいれてほしい。</p> <p>理由: これまでも男女共同はいろいろな場面でされているが、平等の立場で共同できないことが多々あったと思う。男女が平等に共同し、参画できる社会をめざすのがこの条例の目標だと思います。</p> <p>○「市が実施する施策に協力するよう努める」とありますが、その施策そのものに意見や問題がある時もあると思います。その場合、意見や苦情はどこにどう言えばよいか、明確に示してほしい。</p>
17	<p>〈全体についての意見〉条例素案が男女が共に生きるまち八王子プラン2019年改訂版より後退した内容になっている。条例をつくる意味がない。全体の見直しを求める。</p> <p>例えば①…プランでは、SDGs と関連の深い項目が記載されているが、条例にはなにも触れられていない。その理由をお聞きする。リプロダクティブ・ヘルス/ライツ男女平等と男女共同参画の意識づくり、困難な状況に置かれている方が安心して暮らせる環境づくり、などについての記述を求める。</p> <p>例えば②…国はジェンダー平等とジェンダー視点の主流化を SDGs のすべてのゴールの実現に不可欠なものとして位置付けているとの説明がなされているが、条例においては、ジェンダー平等もジェンダー視点の主流化についても、触れられていない。まずは、用語として定義して、施策に反映させるべきである。</p> <p>例えば③…プランでは男女平等意識を確立し、あらゆる分野で男女が参画できる社会という目指す姿にたいし、教育現場での男女平等意識づくりの施策展開を図っている。しかし、条例には、意識変革が大事、と言いつつも教育現場での男女平等意識の形成についての言及がない。基本理念の一つとして、明記すべき事項である。</p>
18	<p>1, 条例名について</p> <p>条例名に「実現を目指す」という文言は不適。実現するための条例であるからこそ成立を期するのでしょう。「男女共同参画社会の実現を目指す」という条例名では「実現」そのものが遠くなっているように感じます。また、「男女共同参画」という言葉は、人権としての「男女平等」への手段としての使われ方をしたいと思います。したがって、それよりも、平易でわかりやすく、等しく人権が確立されることを目的とする意味で、「男女平等」をしっかり取り入れた条例名がふさわしいと考えます。東京都</p>

	<p>内でも、そのような条例名が多いと聞いています。</p> <p>2、4 責務（3）教育関係者の責務について</p> <p>私自身も、長年教育に関わってきました。そのため特にこの項に関心を持ちます。やはり「男女共同参画」という言葉ではなく「男女平等(ジェンダーフリー)」の視点が大切であり、「男女平等社会」の文言が必要と思います。「男女共同参画」という「市の施策」への「協力」というだけでなく、男女平等意識の形成を教育の世界で高める役割が必要と思います。</p> <p>7 禁止事項（4）苦情申し出への対応</p> <p>この項に関しての細目判断がなされていないような感じがします。苦情処理についての対応は、様々な「平等実現」の場面でも極めて重要な機会と考えます。苦情処理を適切に行うことで「権利擁護」「平等実現」と条例の目指すものと一致するでしょう。したがって、はっきり明確に、どこに申し出るのかなどを明記し、申し出の範囲・組織や所管・その権能など細目を何らかの形で示すべきだと思います。</p> <p>最後に</p> <p>市民団体が出した1年ほど前の「八王子市男女平等基本条例案」を見る機会があり、本市「八王子男女共同参画社会の実現を目指す条例(素案)」(2022年3月14日)と対比してみました。市民が先駆けての案を「参考」する余裕はあったと思うのですが、市の案は、男女平等社会実現を目指すという点において、いささか見劣りがします。定義事項での言及の差・条文項目の少なさ、字数が多ければよいとは言えませんが、貴重な時間を使い、大切な男女の平等を目指す条例を制定するのですから、より深く、より明確な「条例」を作っていただきたいと思います。</p>
19	<p>1、条例の名称について</p> <p>ジェンダー平等条例とすべきです。SDGs の実現が世界の潮流となっている今、ジェンダー平等が目標の一つに掲げられています。八王子市の提案されている男女共同参画社会では時代遅れの感が否めません。共同参画と平等では意味が全く違ってきます。また、東京都では男女平等条例を使用しており、他市においても多く使用しています。以上の点からも再考を願います。</p> <p>2、前文について</p> <p>女性の社会経済分野の進出を指摘しながら、「一方で貧富の格差が拡大し、特に女性の貧困が大きな問題となっている」ことが見逃されています。共に責任を担うべき男女共同参画社会を実現ではなく、目指すのはジェンダー平等社会であることを明記すべきです。</p> <p>3、総則</p> <p>(3)②固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの中の「意識」「無意識の思い込み」を強調することで、市民へ責任転嫁しているように受け取れます。行政の無作為がこのような結果を生んでいるという視点が欠けています。⑤リプロダクティブ・ヘルツ/ライツの言葉を明記した方が良いと思います。</p> <p>5、(5) 男女共同参画審議会</p> <p>審議会はとても重要な役割を持つ機関であるので、章として取り上げるべきです。所掌事項として調査、企画、立案などを行い、市長に意見を述べるができる。そして、調査や審議の結果を市長に</p>

	<p>答申できるようにすべきです。</p> <p>7、(4) 苦情申し出への対応</p> <p>苦情処理の対応はとても重要な役割を担う機関です。権利擁護にかかわり、条例の実効性が試される大切な機関です。ですから、苦情処理機関として章立てに取り上げるべきです。そして、組織、所掌事項、機能等を明記すべきです。素案のように「申し出を受けた場合は、適切な措置を講ずる」だけでは実効性がある苦情処理はできないと思われます。</p>
20	<p>(17) の公表の項目に、2項目として、下記の内容を追加することを提案します。「市長は、毎年度、市民、教育関係者、事業者、及び地域活動団体等における男女共同参画に関する責務への取り組み状況について、公表することとします。」</p> <p>理由：実施状況の公表の記述を見ると、原案では、市としての取り組み状況の公表に留まるように見えます。一方、市民としては、男女共同参画に関する活動への参加や、男女共同参加への理解が高い企業の商品購入や、当該企業への就職等をしたと思った時に、どういう主体がどのような取り組みをしているのかが分からないと、行動できないと思います。このため、市民、教育関係者、事業者、及び地域活動団体の取り組みについても、市が知り得たものは公表する、ということを明記することを提案します。なお、表彰制度や、問題ある事業者名の公表制度などの実施も考えられます。</p>
21	<p>(1) 条例の名称について</p> <p>八王子ジェンダー平等基本条例がよいと考える。</p> <p>男女共同参画社会の実現に必要な条例には、「平等」の言葉が掲げられた方がよい。</p> <p>どういう社会を目指していくかが「共同参画」でははっきりしないから。また20年前とは変わり新聞やテレビ等で「ジェンダー平等」と言う言葉をほぼ毎日目にする。</p> <p>馴染みやすく、目的がはっきりし、広がりのある「八王子市ジェンダー平等基本条例」が良い。</p> <p>(2) 前文に付け加えて欲しい</p> <p>本市においても…の前に1985年に締結した、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」のこゝを入れること。世界中で日本中でこの条約に沿って様々な取り組みが行われていることを知ることは大事だと思う。</p> <p>(4) 用語の定義について付け加えて欲しい</p> <p>ジェンダー平等、リプロダクティブヘルスライツ、メディアリテラシーなどこれから出会いが多くなる重要な言葉を追加して下さい。</p> <p>(8) 教育関係者の責務について</p> <p>男女共同参画の推進において教育が果たす～認識の下に、の後を変える。「基本理念に～意識の形成」を「ジェンダー平等社会の推進」に変え、後は続ける。「に向けた取組みを行うよう務めることとします。」</p> <p>4月の新聞に都の教育長の「都立校・定員制」「小中・出席簿」改善の意向が載った。「男女を分ける必要はない」との言葉は明快に響いた。八王子は40年ほど前から取り組まれていたがなかなか広がらなかった。今は全小学校に、中学校は少しだけ混合名簿があると聞く。「男女別名簿と差別は関係ない」と効率優先の考え方は根強い。男女別名簿で呼ばれるたびに身の縮む思いをする人の存在を知った今</p>

	<p>は効率が良いただけでは通らない。「どうして混合名簿がよいの?」「ジェンダー平等社会だから」と言う会話はとてもスッキリ胸に届く。</p> <p>(14) 体制の整備について</p> <p>長きにわたって相談や啓発活動を担って来た、八王子市男女共同参画センターを拠点施設として条例に明記して下さい。</p> <p>全ての課の施策において、ジェンダー平等推進が意識されている事が大事です。過去には食い違いもあり参画課が苦勞していた事もありました。</p> <p>(15) 男女共同参画審議会について</p> <p>素案には「～審議会の組織及び運営に関し～市規則で定めることとします。」とあります。審議会は重要な役割を担う機関なのにこれではどのような組織になるのか市民に伝わりません。条例に章を設け、設置・所掌事項・組織・任期・権能等の詳細を条例に明記して下さい。</p> <p>(21) 苦情申し出への対応について</p> <p>男女共同参画審議会と同じように、章を設けて申し出の範囲・組織・所掌事項・権能等を条例に明記して下さい。</p> <p>苦情処理の体制は、市民の権利擁護・条例の実効性確保のために重要だからです。</p> <p>「必要な体制を整備する」だけではいつどんな体制に整備するのが、苦情を申し出る市民に伝わりません。条例に明記する事が重要だと考えます。</p>
22	<p>1. 名称について。</p> <p>条例制定の目的は、男女平等の実現にあるので、名称は「男女平等条例」又は「ジェンダー平等条例」にすべきです。因に「男女共同参画」は女性が社会のあらゆる意思決定に平等に参加し、その発言が尊重されることを保障することであって、男女平等実現への重要な手段です。</p> <p>2. 定義について。</p> <p>定義は「女性差別撤廃条約」第一条に沿って定めるべきです。</p> <p>3. 責務について。</p> <p>女性差別は歴史的、文化的、社会的に形成されたものであって、制度や慣行として社会に深く根付いています。男女平等は人権です。女性差別を解決し、男女が共に活躍できる社会を実現させる上でジェンダーギャップ指数120位にある日本の政治の責任は重大です。</p> <p>4. 男女平等の推進体制について。</p> <p>市内の推進体制を確立し、男女平等審議会、苦情処理委員会、さらに事業所、民間団体、市民との関連を図式化するなどして分りやすく示すべきです。</p> <p>5. 男女平等施策の推進について、特に重要な施策。</p> <p>①国の「女性支援新法」制定に基づく、多様な支援を包括的に取り組む体制と整備が必要です。DV、性暴力、ストーカー被害、AV出演強要、JKビジネスなどの性搾取被害等、問題が多様化・複雑化しているため、一人一人に寄り添った支援が重要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援センターの充実、保護施設の整備、相談員の確保と専門性の担保。</li> <li>・性暴力被害に対応する24時間機能のワンストップ支援体制の確立。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的困難を抱える女性への支援。</li> <li>・民間支援団体との連携・協働。</li> </ul> <p>②包括的性教育の推進</p> <p>幼・小・中・高・大生 各々の年代に対応して人権を据えた性教育・情報提供が重要です。教育機関、専門家、市民と連携して具体化する。</p> <p>③リプロダクティブ・ヘルス&amp;ライツ（性と生殖に関する健康と権利）は、産む性である女性の最も重要な権利であって、他の権利を実現する上での基礎となるものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リプロの権利保障のための環境整備として、経口中絶薬の承認と実用化、避妊薬の市販化、情報や手段の提供。又、思春期、更年期、高齢期それぞれの生理と健康への支援の充実。</li> </ul> <p>④働く女性への差別是正、均等待遇の実現</p> <p>男女賃金格差の是正は、男女平等の基本(土台)です。賃金格差、昇進・昇格差別、非正規化などを改善するには、行政のサポートが重要です。</p> <p>ジェンダーギャップ指数が高位にある国では、男女平等を経済成長の原動力として施策に取り組んでいますが、日本では今もって女性を生かすことができないでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所へ情報提供するとともに、賃金格差の実態を把握・透明化し、待遇改善計画の立案や推進をサポートする。</li> <li>・ケア労働の待遇改善に取り組む。</li> <li>・育児、介護の支援を拡充する。</li> </ul> <p>⑤男女平等実現の予算を拡充する。</p>
23	<p>1. 名称について：「八王子市ジェンダー平等条例」を要望します。</p> <p>理由は市の素案の「男女共同参画社会の実現を目指す条例」では、男女平等、ジェンダー平等の過程を表すものとなっており、表現として適切でないと思うので。端的に「ジェンダー平等条例が適切であると思う。</p> <p>2. 前文について：度々用いられている「男女共同参画」の表現を「男女平等」または「ジェンダー平等」に変える。</p> <p>理由：男女共同参画はあくまで男女平等社会実現への過程であるので、「男女平等」社会の実現でよいと考える。</p> <p>3. 総則について：(1)目的の「男女共同参画の推進」は「男女平等社会の実現」に変える。理由は、前術のように「男女共同参画」は「男女平等社会」への過程、手段にすぎないから。</p> <p>4. (7) 市民の責務についての②は「市民は、家庭において、家事、育児、介護そのほかの家庭生活における活動について男女が協力し合い～」の一文は削除。理由は家庭生活のあれこれを条例で責務とするのは個人の思想、信条の自由に抵触する恐れがあるので避けるべきである。</p> <p>5. (8) 教育関係者の責務の「教育関係者は、男女共同参加の推進に置いて」を「教育関係者は男女平等社会の実現において」に変える。理由は前述の通り、男女共同参画は男女平等社会実現への過程であり手段であるので。</p> <p>6. (14) 体制の整備：「市長は施策を効果的に実施するため、相談や啓発活動を行うための必要な体</p>

	<p>制を整備することにします。の下線部を具体的に「八王子市男女共同参画センターを置くものとする」に変える。理由は拠点を明確に位置づけることにより、より積極的に男女平等社会の実現がはかれると考えるため。</p> <p>7. (15) 男女共同参画審議会について：審議会は市長の諮問に的確に応えられるよう、自律的な機能を持たせるべきである。そのためには、組織を市民からの公募と男女平等推進に関し優れた見識を持つ者とで、新議会の定数の半数以上の構成員とするべきである。</p> <p>8. 苦情処理について：①の「市長は…適切な措置を講ずるものとする。」の箇所は、適切な措置を具体的に明示した方が良い。「苦情の申し出窓口は八王子市男女共同参画センターに置く」とし、必要な事項を具体的に決めた方がよい。</p>
24	<p>(15) 男女共同参画審議会について</p> <p>この条例の理念を実現させるためには、市長附属機関である「男女共同参画審議会」は、重要な役割を荷いません。「審議会の組織及び運営に関し必要な事項は市規約で定める」とありますが、この条例を具体化していくための要となる「審議会の組織及び運営」について大枠を条例の中に入れてください。市の条例に対する本気度が問われています。実行性のある条例になることも強く要望します。</p>
25	<p>〈全体についての意見〉 条例素案が男女が共に生きるまち八王子プラン2019年改訂版より後退した内容になっている。条例をつくる意味がない。全体の見直しを求める。</p> <p>例えば①…プランでは、SDGs と関連の深い項目が記載されているが、条例にはなにも触れられていない。その理由をお聞きする。リプロダクティブ・ヘルス/ライツ男女平等と男女共同参画の意識づくり、困難な状況に置かれている方が安心して暮らせる環境づくり、などについての記述を求める。</p> <p>例えば②…国はジェンダー平等とジェンダー視点の主流化を SDGs のすべてのゴールの実現に不可欠なものとして位置付けているとの説明がなされているが、条例においては、ジェンダー平等もジェンダー視点の主流化についても、触れられていない。まずは、用語として定義して、施策に反映させるべきである。</p> <p>例えば③…プランでは男女平等意識を確立し、あらゆる分野で男女が参画できる社会という目指す姿にたいし、教育現場での男女平等意識づくりの施策展開を図っている。しかし、条例には、意識変革が大事、と言いつつも教育現場での男女平等意識の形成についての言及がない。基本理念の一つとして、明記すべき事項である。</p> <p>〈苦情申出への対応〉 ①苦情の申し出の範囲が明確に規定されていません。市の施策のみならず、性別による差別的取り扱い、男女平等社会の実現を阻害する人権侵害と認める事項 についても、苦情申出の範囲とすべきであり、明記して下さい。</p> <p>〈苦情申出への対応〉 ②条例に、施策又は男女共同参画の推進に影響をおよぼすと認められる施策に関し苦情の申し出を受ける、とありますが、誰が判断するのか不明です。第三者性を担保できる苦情処理委員が組織として判断することをしっかり明記すべき。そのためにも苦情処理委員に関する項を設けるべきです。</p> <p>〈苦情申出への対応〉 ③市の説明にも、市民等の苦情を幅広く把握することは重要である、としています。であるなら、なおのこと、適切な処置を講ずる ではなく、条例にしっかりと書き込むべきで</p>

	<p>す。なぜ、条例に明記しないのですか。お聞きします。</p> <p>〈苦情申出への対応〉④申出だけでなく、どう解決するのか、が書かれていません。つまり苦情処理委員の権能をしっかりと明記しなければ、苦情の解決になりません。苦情処理委員は、審議にあて資料の提出を求めることができ、必要があれば、指導、助言、または是正の勧告を行うことができる、としなければならない。これらを明記すべき。苦情への対応が重要という事は、それが改善に結びついていることである。</p> <p>男女共同参画審議会について①審議会を公開で開催する旨、明記すべきです。</p> <p>男女共同参画審議会について②男女共同参画施策についての調査、企画、立案等を行い、市長に意見を述べることを明記すべきです。</p> <p>男女共同参画審議会③なぜ、条例に規定せずに、市規則で定めるとしたのですか。その合理的理由は何ですか。</p> <p>男女共同参画審議会④審議会が検討するのは、市長からの諮問だけですか。審議会の権能として、市長からの諮問だけでなく、広く男女平等社会の実現に関して市長に意見を述べるようにしなければならない。審議会の権能として、追加すべき。</p> <p>男女共同参画審議会⑤審議会の委員として、公募市民は入るのでしょうか。入るとするならば、何人になるのですか。こういったことをパブコメで示さなければ、市民意見も出せません。</p> <p>男女共同参画審議会⑥ジェンダー主流化が求められていることから、審議等にあたっては、関係機関等への協力要請が不可欠です。条例に明記すべきです。</p>
26	<p>条例名は男女平等社会を目指すのなら、だれにでもわかりやすい「男女平等条例」にしてください。</p>
27	<p>(1)「条例の名称」について</p> <p>八王子市は1999年に男女共同参画都市を宣言し、2003年には男女共同参画センターを開設していますので、条例の名称として、「男女共同参画社会の実現を目指す」というのでは、今日まで何もしてこなかったことを吐露するような名称になるのではないのでしょうか。「参画」という言葉は、政策や事業などの計画に加わることで、私たちが条例で目指すのは男女共同参画ではなく、参画の結果としての男女平等社会の実現です。条例の名称も端的に、「八王子市男女平等(基本)条例」とするのがベストだと思います。</p> <p>(2)「前文について」</p> <p>素案の前文を読むと、男女平等が進まないのは、市民の「性別役割分担意識や無意識の思い込み」が主な原因であるような書き方になっています。また「女性の社会経済分野への進出は著しく進む一方で云々」という市の認識も疑問です。世界経済フォーラムによれば、日本のジェンダーギャップ指数は156ヶ国中120位で格差の解消はこの十数年間ほとんど進んでいません。むしろ前文の説明にあるようにコロナ禍でジェンダー格差は拡大し深刻化していると思います。この現実・問題を正しく認識し得るような前文にして、男女平等を目指す条例であることを明確にしていきたいと思います。</p> <p>(3)「条例の目的」について</p> <p>名称や前文に関して述べた趣旨と同じですが、条例が目指すのは男女共同参画ではなく、男女平等社会であることを明記していただきたいと思います。</p>

	<p>(8)「教育関係者の責務」について</p> <p>説明で「教育は未来を担う子供たちの意識形成に大きな影響を与えることから、教育関係者はその役割の重要性を認識し、あらゆる教育の場において男女共同参画の視点を持った取組を行うことが重要であるため、教育関係者の責務を規定しています」となっていますが、もっと具体的に「教育関係者の責務」をあげる必要があると思います。例えば、性別役割分担意識に基づくような慣行をみなおし、男女の差別なく個人の尊厳が守られる人権教育や、市民の意識形成に多大な影響を与えるあらゆる形態のメディア情報を批判的に分析評価・活用するメディアリテラシー教育は今後ますます重要になると思います。</p> <p>(14)「体制の整備」について</p> <p>標記について「市長は、施策を効果的に実施するため、相談や啓発活動を行うための拠点を設置する等必要な体制を整備することとします。」となっていますが、現在の「男女共同参画センターには触れていません。何故でしょうか？この後に記述されている市長の附属機関として設置される(15)「男女共同参画審議会」や(20)「相談申出への対応」、(21)「苦情申出への対応」等の体制整備を指しているのでしょうか？しかし「審議会」や市民等からの相談や苦情の申出については、後述するように申出を受けてから対策を講ずるのではなく、常設の機関としてきちんと設置するべきです。本条例で現在の「男女共同参画センター」を条例推進の拠点として位置づけるべきではないでしょうか。</p> <p>(15)「男女共同参画審議会」について</p> <p>審議会は市長の諮問に応じて調査審議し答申することになっていますが、日本のジェンダーギャップの現状を改善していくには、「広い視野に立った専門的・多角的な面からの判断が必要である」ため、市長の諮問に応じて審議するだけでなく、自律的な調査研究、施策などが行えるようにすべきです。そのためには条例で審議会の所掌事項や権限、組織の構成等について具体的に明記して議会で議論できるようにする必要があります。そして、専門的・多角的な面から審議できる常設の機関(組織)として、条例で「審議会」を設置し、市民に広報していただきたい。パブリックコメントの意見も反映できるような「審議会」にしていきたいと思います。</p> <p>(20)「相談申出への対応」及び(21)「苦情申出への対応」について</p> <p>「相談申出」と「苦情申出」については、相談や苦情の申出を受けてから対策を講ずるのではなく、常設の機関(組織)として条例で「苦情処理委員会」の設置を明記し、相談も苦情も同じ窓口で対応できるようにしてください。</p> <p>そして「苦情処理委員会」についても、所掌事項や権限、組織の構成等について明記して議会で議論し、条例で市民が申出しやすい窓口として設置を決め、市民に広報してください。「素案」のままでは、どんな場合に、どこにどのように市民の相談申出や苦情申出が可能なのか分からないので、問題の解消・改善には結びつかないと思います。</p>
28	<p>男女平等の考え方が市民に浸透するのは良いことである。経済的に女性の賃金が低く、特にシングルマザーの家庭では、大変な苦勞をしているのではないかと危惧する。</p> <p>八王子市として、給食費の無償化はぜひとも実現していただきたい施策です。せめて、学校ではどの子も平等に学べる環境づくりとして給食費の無償化をすすめていただきたいと思います。韓国では、</p>

	ソウル市において2011年から無償化の取組が行われ、2021年度新学期から市内すべての小中高1348校、約38万5000人が学校給食無償化の対象となる。予算は約691億円ということです。又大阪・高槻市は、2022年4月から市立中学校全18校で完全無償化という。
29	<p>日本はジェンダー平等の実態が、先進国126ヶ国中120位という低い状況であることは、この八王子においても同様のことが多く見られるのではないかとと思われる。八王子市の取りくみが成果を上げるように期待します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生理の「貧困」が社会問題となったことから、本市においても、市内の小・中・高校等に生理用品を無償で設置し（トイレの中などに）使いやすくしてほしい。</li> <li>○本市の市役所等の職場において人事問題・職制などにおいて女性が平等に登用されているのか。男女問わず、能力・適正を生かした配置となるように考慮していただきたい。</li> <li>○市議会議員も男性が多いが、せめて、クォーター制を取り入れるなどの提言を市として行ってほしい。</li> </ul>
30	<p>基本的に市の素案を支持します。</p> <p>ジェンダー平等の考え方を育てるには、子どもの頃からの教育が重要である。特に集団生活を営む、小・中学校で日常的にジェンダー平等を教えたり考えさせたりする場を作ることが大切かと思われる。先生方の教育に期待したい。児童名簿順も以前は男女別だったが最近、五十音順が多いと聞く。良いことだと思う。</p> <p>セクシュアル・ハラスメントの問題は、かなり社会的に認知されるようになってきているが、市の事業所や民間の事業所においても、性別に起因する権利侵害にあたる行為がなくなるように、ポスターやキャッチフレーズ等で広く知らせるようにすると良いのではないかと。（すでにあるのかどうか知りませんので）</p>
31	<p>男女平等が呼びかけられ、何十年と経過し、八王子市で男女共同参画条例がやっと作られるとのこととはとても大事なことです。広く市民に知らせ、これからの運営にあたって長く女性の権利の向上などを学んでいる方々の意見を多く取り入れていただきたいです。</p> <p>男女の枠にとらわれず”ジェンダー平等”という言葉をぜひ入れてもらいたいです。</p>
32	<p>条例の名称</p> <p>男女共同参画は男女平等の手段または過程であり、目指すものを示すうえで、名称には男女共同参画ではなく、ジェンダー平等（男女平等）を用いるのが適切だと思う。</p> <p>苦情申出への対応</p> <p>男女平等、又は男女共同参画に反していることだと思えることがあったとき、市民はその改善をどこに、どのように申し出れば良いのでしょうか。これではわかりません。説明に「第三者的な体制を整備することを想定」となっているが条例に明記すべきです。</p>
33	<p>素案は、「苦情の申出を受けた場合は適切な措置を講ずるものとする。」「処理を行うために必要な体制を整備するものとする。」としか定めていません。しかし苦情処理の体制は、市民の権利擁護条例の実効性確保のために極めて重要です。男女共同参画審議会と同じように、章を設けて、申出の範囲・組織・所掌事項・権能等を条例に明記すべきです。</p>

34	<p>男女平等社会を目指す条例を八王子市でも定めるということはとても喜ばしいことです。そのためには、条例を作成して終わりではなく条例に基づいて運用されなければ意味がないので実効性のある内容にしてもらいたいです。 素案に従って</p> <p>(1) 条例の名称…ジェンダー平等は2021年度の新語・流行語大賞のトップ10に入るなど広く認知されているので、ジェンダー平等（男女平等）を名称とし、前文にも入れてほしい。</p> <p>(14) 体制の整備…苦情処理の体制は市民の権利擁護・条例の実効性を保つために重要です。章を設けて申し出の範囲・組織・所掌事項・権能等を条例に明記すべきです。</p> <p>(15) 男女共同参画審議会…条例に章を設けて明記すべきです。</p> <p>(21) 苦情申し出の対応…男女平等、あるいは男女共同参画に反していることだと思えることがあった時、市民はその改善をどこに、どのように、申し出ればいいのかわからないので「第三者的な体制整備を想定」となっているが、条例に明記すべきです。</p>
35	<p>(1) 条例の名称は「八王子市男女平等基本条例」か「八王子市ジェンダー平等基本条例が良いと思います。「男女共同参画」は男女平等の過程であり、実現をめざすという語は条例名にはいらんないと思います。</p> <p>(15) 男女共同参画審議会については、条例に章を設けて設置、所掌事項、組織、任期、会長及び副会長、会議及び議事、関係機関等への協力要請、会議の公開など条例で明記すべきだと思います。市規則で定めるのでは不安です。</p> <p>(21) 苦情申出への対応 苦情処理の体制も条例に章を設けて申し出の範囲、組織、所掌事項、機能等を条例に明記すべきだと思います。</p>
36	<p><b>【数値目標について】</b></p> <p>男女共同参画に関する「目的」「使用する語彙」「組織」に関しては、現状の市民の認識度を向上させる手段として数値目標を設定することは望ましいが、実際に色々な職場に対する男女の比率を同一に近づける様な目標設定をするべきではない。このプランを市民が認知しどの様に取り組むかは各個人の意思であり、また、個人の能力に依存すること大である為、目標設定により強制するべきではない。共同参画の数値（男女比）は本プランを実行した結果であり、数値ありきのプランであってはならない。あくまでも手段を検討しその結果（男女比）を尊重すべきである。</p> <p><b>【素案について】</b></p> <p>[(3) 条例の目的]</p> <p>「もって様々な場面において、男女が共に参画する社会の」とあるを「もって様々な場面において、日本国民男女が共に参画する社会の」と明記すべき</p> <p>理由：日本国憲法は日本国民を対象としたものであるため。</p> <p>[(4) 用語の定義]</p> <p>男女共同参画 「男女が」とあるを「日本国民男女が」と明記すべき</p> <p>理由：日本国憲法は日本国民を対象としたものであるため。</p> <p>[(5) 基本理念]</p> <p>「① だれもが、個人として」とあるを「① 日本国民だれもが、個人として」と明記すべき</p>

	<p>「⑥ だれもが、個人として」とあるを「① 日本国民だれもが、個人として」と明記すべき      他③、④、⑤「男女が」とあるを「日本国民男女が」と明記すべき      理由：日本国憲法は日本国民を対象としたものであるため。</p> <p>[(7) 市民の責務]</p> <p>【説明】      「市民とは、日本国民であること」を追記する事      理由：日本国憲法は日本国民を対象としたものであるため。</p> <p>[(8) 教育関係者の責務]</p> <p>「① 形成に向けた取組を行うよう努めることとします。」とあるを「形成に向けた取組を履行こととします。」      「② 施策に協力するよう努めることとします。」とあるを「施策を履行することとします。」      理由：教育は最大重要事である為、努めるでは意が弱い。また、利益関係が無いため努力ではなく履行とする</p>
37	<p>定義について      意見1. 「男女平等社会」をいれていただきたい。      理由：本文にも「男女平等社会」をいれることを前提にしてです。      意見2. 「ジェンダー」および、「ジェンダー統計」をいれていただきたい。      理由：21世紀社会の条例としてLGBTQ、性自認等が問題になっている時、地方自治体でも、必ず必要となる国際語です。ただでさえ、遅れて条例を持つ八王子市は後れをとらな意味でも、今から入れておいた方がよいと思います。</p> <p>5. 基本体制</p> <p>意見（1）情報の収集及び調査の①について、調査研究を行う時、最近の国連の統計部のジェンダー統計の整備の動向にも見合う、地方自治体のジェンダー統計の整備を心がける意気込みを感じさせていただきたい。また、科学的、正確性ある調査をお願いする。      理由：例えば、国際的にも今日男女の二分法も見直すジェンダー統計整備が進行しているがその点にも敏感であってほしい。現在市は2018年3月公表の「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」根拠に政策を出していますが、回収数1149人は諸政策を出すには少なすぎる。また、目的に合った科学的調査方法が選択され、適切なサンプリングが行われているのか再考もお願いしたい。結果の表示（グラフ等）の説明も必ずしも適切でない場合もみられますので、ジェンダー統計と合わせて、御一考お願いしたい。</p> <p>1. 名称について：「八王子市男女平等参画社会条例」/「八王子市ジェンダー平等条例」を希望します。理由は①目指すは「平等」であって、本来「男女共同参画」は、1995年の国連「北京女性会議」で国際語となっているGender Equalityの意識邦訳であって、「男女共同参画」を英訳する時、政府はGender Equalityと英訳しています。②また「の実現を目指す」は不要。そのような文言は他市の条例にはありません。③東京都は「男女平等参画基本条例」と称しており、それで全く問題はないと思います。④この先の展望すると、男女平等でも不十分で、LGPT等多様な性を考慮してして、国立市の</p>

	<p>「女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」が理想です。</p> <p>2. 前文について</p> <p>意見1：日本国憲法から始まっていることは大賛成です。他市の条例案をみるとそれに続いて、それぞれの市の歴史的特徴に触れていることが多いです。八王子は特に古くから桑の都とよばれ、中心的産業は養蚕業であって、女性が中心的役割を担って今日の八王子の基礎を築いたという歴史をもっているということを付け加えていただきたい。</p> <p>理由：その歴史の上に、今日学園都市となり、企業が多数集積する本市、という条例の文が続くことによって、他市にない八王子の女性の歴史的特徴と今日の男女平等が繋がるという特徴も出てくると思うからです。</p> <p>意見2. 男女共同参画という語が繰り返されていますが、非常に硬くぎこちない感じがします。男女平等の方が自然です。</p> <p>理由：目指すは男女平等社会であり、共同参画はそのプロセスですから、目指しているものが中途半端な感じがするからです。</p> <p>3、総則について</p> <p>意見1、目的にある文言も男女共同参画はなじみません。</p> <p>理由：世界中の共通目標は gender equality 「ジェンダー平等」ですから。</p> <p>意見2、定義は別紙ではなく、本文に入れていただきたい。</p> <p>理由：他市の先行例を見ても、本文中に入っていてその先の規定を解りやすくしています。</p> <p>意見3、基本理念②に意識、無意識の思い込みと冒頭に出していることは問題です。</p> <p>理由：その意識を作る社会的状況にこそ責任があるのですから、責任を曖昧にします。</p> <p>意見4：基本理年⑥は、ドメスティック・バイオレンスと英語ですが、⑤もリプロダクティブ・ヘルスに関する権利及びセクシュアル・ライツと世界共通語で表した方がよい。</p> <p>理由：現在焦点になっている共通語であり、定義を明確にすると理解しやすく、セクシュアル・ハラースメントもライツと一緒に明記しやすくなる。</p>
38	<p>条例名について、この基本法がつくられたのは、1999年のこととのことです。時代とともに名も変化すべきではないでしょうか。もっと具体的に「ジェンダー平等」とか。言葉の解説も。</p> <p>「市民の責務」について、個人の意識の課題に踏みこむことはいかがなものか。審議会は、市議会で議決する条例に書き込み 規則で定めるべきではない。審議会の役割が弱くなるのでは。全体として、条條の体裁をなしていないのでは。</p> <p>パブコメというのは市民参加の一つですが、出されたことについて、何も議論されていない。これが市民参加といえますか。</p>
39	<p>体制の整備</p> <p>基本理念に基づいた体制の整備であると考えられるが男性社会から脱脚し平等の社会にすることは、男女共同参画社会の実現にまいしんすることではない。男性中心社会の行きづまりをいんぺいするため女性の問題を前面に出し「男女共同参画社会」というあい変わらずの男女の区別をした政策が「男女平等」から遠いものになっている。上記の整備内容では具体性（場所・日時・相違点・財源・人員・決定</p>

	<p>権等)に欠けどのようにも解することができる内容になっている。このような内容では「参画」から一歩も進むことができず時代からとり残されるように思われる。</p> <p>条例の名称および理念について</p> <p>「男女共同参画社会の実現」という名称・理念の裏には女性が社会・経済分野への進出をしてきたために必要なことであるととらえている一面がある。これは問題のすりかえであり、根底に「男女平等」という考え方があれば、どのような課題がおきても基本のルールにしたがい公平な解決策を提示できたと思われる。又、次世代の子供達にその理念をしんとうさせるためにも生まれた時から「男女平等」の教育をあらゆる場面で具体的に推進していくことが必要と思われる。このような観点からも市は「参画」ではなく「平等」という社会が実現するようにつとめるべきである</p> <p>苦情申し出の対応</p> <p>条例を実現していくためには市民の多様な意見を広く理解することが重要である。苦情を否定感覚でとらえるのではなく、これをよりよいものに改善して市民に返していくのが市の政策ではないだろうか。そのためには小さい単位で変えていく必要があると思われる。第三者による苦情の処理体制は社会常識であり必要不可欠である。その内容・構成については、公平感を持って誰がみても納得のいくものとすべきである。この件に関してはすみやかにできることであり市民にも広めていくべきである</p>
40	<p>条例の名称について</p> <p>「八王子市男女平等条例」の変更を要望します。</p> <p>「男女共同参画」のことば自体がわかりにくく、八王子市民が、意識を高め、日常的に実践していくには、わかりやすい名称が不可欠です。東京都の条例が「男女平等参画条例」であり「参画」でなく「平等」を使っています。わかりやすい「平等」を要望します。近年、男性女性と多様な性の方も含めて、より広範な人たちが自分らしく生きる社会を平等な社会を目指すことが求められています。学園都市、中核市たる八王子市は、期待されています。条例の名称も「八王子市ジェンダー平等条例」を要望します。</p>
41	<p>名称について。私たちの社会をつくっていく上で、男女ともに参画するのは当然のことです。本市において未だ課題が残ると評価されていますが、男女間、又はLGBTQの方々との間に不平等があることが本質なのではないでしょうか。そこで名称を男女平等条例、ジェンダー平等条例とすることを提案します。</p> <p>八王子市が条例策定するのは、素晴らしいことだと思います。基本理念にあるように、個人の尊厳の尊重と性別による差別的取扱いを受けないことがないように、という点を大切にしながら、すすめてほしいと思います。</p>
42	<p>〈条例の名称〉→「男女平等条例」とすっきりさせることにより市として推進していこうという強い意志がはっきりすると思います。〈基本理念〉今はSDGsの時代です。国際社会の一員であることを明記してください。意識形成には教育の力も欠かせません。理念の柱として、教育を第一にしてほしいです。〈審議会〉条例の理念を実現する役割を持つと思うので、とても重要と考えます。条例の中に、権限、定足数、どのような人で構成していくのかも明記するべきです。市民の声を聞き、生かすためにも、市民の参加も促してほしいと思います。〈市民の責務〉条例は施策する市の責務を書くもので、</p>

	<p>市民個人の信念などを規定すべきではないと考えます。市民が協力していけるような形が望ましいと思います。〈苦情処理〉組織及び内容を明確に記してください。</p>
43	<p>(1) 条例の名称</p> <p>仮称に使用されている「男女共同参画社会」は、すでに30年以上も前から八王子市が目標としてきたものであって、今や男女共同参画の「実現を目指す」段階ではない。即ち、市は1989年に男女共同参画のためにプラン策定を開始し、1999年には「男女共同参画都市」を宣言し、市内のあらゆる意思決定機関に女性が参加するよう計画を推進してきた。その結果、女性の数が少ない場合はあるとはいえ、男女共同参画は実現しつつある。それにも拘らず、男女の賃金格差、性被害、DV等の問題が解決しないのは、男女平等という憲法上の理念が未だに市民に浸透していないことが根本的原因と考えられる。よって、これからは共同参画にとどまらず、「男女平等社会」の実現を目指すべきであり、条例の名称も「男女平等基本条例」とすべきである。さらに、性自認の多様性がクローズアップされている現代において、すべての人を「男女」に区分けするのは困難なため、国際的に使用されている「ジェンダー」という用語を使用するのが最もふさわしく、「ジェンダー平等基本条例」こそ、これからの条例のあるべき名称と考える。</p> <p>(2) 前文</p> <p>①八王子市のプラン策定は1989年に開始され、この時点で取組が始まっているので、平成11年(1999年)以降プランに基づき取組を行ってきたという素案の記載は正確性に問題があるのではないか。</p> <p>②女性の社会経済分野への進出は「著しく」進んでいるとはいえないことは、ジェンダーギャップ指数が156ヵ国中120位であることから明らかであり、表現が不適切と考える。</p> <p>③多くの課題の1つとして、男女の経済格差もしくは貧困を明記すべきである。素案の説明③には記載されているのであるから、前文にも記載すべきである。</p> <p>④多様性を認め合っていくことが、活力のある持続可能なまちづくりの原動力となるとあるが、この条例の究極の目標はすべての市民の人権の保障にあり、「まちづくり」ではないはずである。このような表現は、人権よりもまちづくりを優先した条例という誤解を招くと考える。</p> <p>⑤男女共同参画社会を実現するだけでは、女性が意思決定に関与できるようになったというだけで、差別も人権侵害も解決しない。実現すべきは「男女平等社会」もしくは「ジェンダー平等社会」と明記すべきである。</p> <p>(3) 条例の目的</p> <p>ここに記載されている「男女共同参画」という文言は「男女平等」もしくは「ジェンダー平等」に差し換えるべきである。理由は、男女共同参画は男女平等社会実現のための手段であって、目的ではないからである。</p> <p>(4) 用語の定義</p> <p>①小金井市男女平等基本条例のように、「男女平等社会」と「男女共同参画」を別々に定義するのがわかりやすいと考える。なお、素案の「男女共同参画」に記載されている意義は、一般には「男女平等」の意義である。</p>

②素案には「性別による差別的取扱い」という用語がしばしば使用されているので、この定義が必要である。その際、その意義には、直接差別だけでなく間接差別をも含むことを明記すべきである。外形的には差別とは見えなくても結果的には差別となる取扱いが多々あり、これを解決しなければ差別はなくなるからである。

③多摩市女と男の平等参画を推進する条例のように、「積極的改善措置」の用語も挙げて定義し、条例の内容にも含めるべきである。北欧・フランス等ジェンダー平等先進国の例をみると、クォータ制採用が男女平等推進に効果があるのは明らかであるからである。

④「ジェンダー」という用語は、条例中に盛り込み、定義も明記すべきである。ジェンダー平等は世界共通語であり、今や日本でも流行していて、次世代のための条例には、このような的確かつ現代的な用語を使用することが有意義と考える。

⑥素案の説明にもあるように、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの重要性は、検討会で何度も参加者より意見が出ていたものである。女子が性に関する自己決定権を自覚し、自らを守る意識を持つためには、この用語を挙げて定義し、条例の内容にも盛り込むべきである。問題に名称をつけることが周知につながることは、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントの例からも明らかである。

#### (5) 基本理念

①基本理念は「男女平等」ないし「ジェンダー平等」実現のためのものであることを明記すべきである。

②素案の基本理念⑤はリプロダクティブ・ヘルス／ライツのことであり、これもジェンダーと同様、世界共通語なので、次世代のための条例としては、この用語を用いた上で定義付けるべきである。

③セクシュアル・ハラスメントは、女性の人格のみならず労働権を侵害する、極めて重要な問題の1つであるので、基本理念にも明記すべきである。

④ジェンダー平等は、基本的人権と同様、党や人種、国をも超えた人類共通の基本理念であり、グローバルな視点をもって各国と連携しながら実現を推進すべきである。こうした国際的協調をも基本理念として挙げるのが良いと思う。

#### (7) 市民の責務

素案は②で家庭における生き方の選択について努力義務を規定しているが、これは憲法上保障されている個人の思想良心の自由を侵害するおそれがある。条例の規制対象は、慣行や社会通念にとどめるべきである。

#### (8) 教育関係者の責務

教育がジェンダー平等実現に極めて重要な役割を有していることに鑑み、男女平等教育の重要性やリプロダクティブ・ヘルス／ライツの教育の必要性を挙げるのがよいと思う。

#### (14) 体制の整備

体制の整備の条項に最も必要なのは、現在ある八王子市男女共同参画センターを施策推進の拠点とすることを明記することだと思う。これまでも同センターはプラン推進を主要な役割をしていたが、条例上拠点と位置付けることで、庁内のジェンダー平等推進の指導的役割を果たす職務が明らかになる

	<p>と考える。</p> <p>(15) 男女共同参画審議会</p> <p>①審議会の設置目的は、男女平等ないしジェンダー平等推進であり、この極めて重要な役割を果たすべき機関であることを明確に示すため、その名称は男女平等もしくはジェンダー平等推進審議会とすべきである。</p> <p>②権限として、市長の諮問に応じるだけでなく、自発的に、必要に応じて、男女平等社会実現に関して市長に意見を述べるができること、そのためには必要な調査ができることも加えるべきである。</p> <p>③審議会は、市の施策につき、その良し悪し等を答申できるだけの権限、組織、能力等を備えていなければ意味がない。これらは、市の規則ではなく、市民の代表である市議会が制定する条例で定める必要がある。即ち、条例で、委員数、公募数、学識経験者の資格（男女平等について優れた見識を有すること）、男女の構成、任期、会長・副会長の人数・権限、会議の方法等、詳細にわたって制定すべきである。これらを規則に委ねてしまうと、市の裁量次第で、市民より市の利益を優先した審議会が設置される危険性が生じる。</p> <p>(21) 苦情申出への対応</p> <p>①素案は(18)で性別による権利侵害を禁止している。この禁止条項は厳しい表現を用いてはいるが、この禁止に反した場合の取扱いとしては(20)の相談への適切処理と(21)の苦情申出への適切処置しかなく、極めてあいまいで、禁止条項との均衡がとれていない上、禁止条項を骨抜きにする危険性がある。</p> <p>②差別撤廃及び人権保障のためには、その権限と組織と能力等を備えた苦情処理機関を、市議会が制定する条例にて制定することが必要不可欠である。多摩地域にて制定されている男女平等に関する条例は、いずれも苦情処理機関の詳細を条例上制定しているが、それは市に指導・助言・勧告できる強力な機関がなければ、問題が生じた場合に真の解決は望めないからである。</p> <p>③もし実効性ある苦情処理機関がなければ、苦情のある市民は裁判所に提訴する他救済方法がなくなるが、これは多大かつ様々な負担がかかるため、結局市民に泣き寝入りを強いることになる。だからこそ同機関は、市民の人権保障のために極めて重要である。それにも拘らず市はなぜ条例の中で、苦情処理機関の設置、組織、権限を制定しようとししないのか、その理由を明らかにされたい。</p> <p>④市は、市民の利益を最大限尊重した条例素案を作成すべき職務があると考え。すでに多くの自治体が男女平等条例を制定している今日、これから制定しようとするからには、市は現存の条例を多数調査研究の上、最も市民の人権擁護に有効な制度を導入して頂きたい。なお、具体的には、男女平等問題について識見の高い者3名以内を苦情処理委員として選任し、苦情の申出があった場合もしくは発意で、調査・指導・助言・勧告・提言を行うことができること、さらにその内容を公表できることを条例上制定されたい。また、苦情申出できる対象も、施策に限らず、性別による差別的取扱いその他男女平等社会の実現を阻害する人権侵害と認める事項に拡大すべきである。</p>
44	<p>上記件名(仮称)はわかりにくい。「憲法第十四条すべての国民は法の下に平等で…性別…により…差別されない」とあります。男女平等を実現する条例ですから名称も分かり易く『八王子市男女平等基本条例の素案』にしてください。</p>

45	<p>(21) 苦情申出への対応</p> <p>「苦情処理委員会を設置する」を条例に入れてください。苦情の申出があった場合、「適切な措置を講ずること」「必要な体制を整備すること」とありますが、具体性に欠けています。市民の権利を守る上でも条例の実行性を確保する上でも苦情処理に対する組織が必要で条例に名記し、市としての決意を表わして下さい。条例に「苦情処理委員会を設置する」と名記して下さい。</p>
46	<p>1. 条例の名称について</p> <p>「八王子市男女共同参画社会の実現を目指す条例」の中で使われている「男女共同参画社会」は「男女平等社会」を用いる方が適切であると思います。「参画」には、単に参加するという意味だけでなく、より積極的に意思決定過程に加わるという意味が込められていると思いますが、目指すものは「男女平等」であり、「参画」はその過程であり手段であると考えられるからです。</p> <p>2. 前文について</p> <p>4行目「女性の社会経済分野への進出は著しく進む一方で」の中で使われている「著しく」は誇張しているようで適切とは思えません。省略した方がよいと思います。「女性の社会経済分野への進出は進んでいるが、社会全体において…」とします。</p> <p>13行目「共に責任を担うべき男女共同参画社会を実現すること」は「共に責任を担うべき男女平等社会を実現すること」の方が適切であると思います。</p> <p>4. 責務</p> <p>(3) 教育関係者の責務について</p> <p>① 2行目「男女共同参画についての意識の形成」を「男女平等についての意識の形成」とします。</p> <p>(4) 事業者の責務について</p> <p>最近ある有名企業の常務取締役の男性が時代錯誤的な先入観に満ちた発言をし、解任されました。いまだに性別役割分業に基づく固定観念や家父長制的な意識が根強く残っていることを考えますと、①から③項目に④として「性別による差別的取扱い及びハラスメントの根絶に努めなければならない。」を追加すべきだと思います。</p> <p>5. 基本体制</p> <p>(5) 男女共同参画審議会について</p> <p>③「審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。」とありますが、審議会の組織、任期、会長、副会長、定足数、会議及び議事、会議の公開等詳細を条例に記すべきだと思います。</p> <p>6. 禁止事項等</p> <p>(4) 苦情申出への対応について</p> <p>②「市長は、前項の規定による処理を行うために必要な体制を整備するものとする」とありますが、具体的に、申し出窓口、申し出範囲、組織とその所掌事項、機能等を定め、条項の中に明記した方がよいと思います。</p>
47	<p>(1) 条例の名称について</p> <p>※男女共同参画基本法が1999年6月に制定され、第9条に地方公共団体の責務条項が記されまし</p>

た。八王子市では男女共同参画都市宣言を同じ年の12月に発し、国の呼びかけに応じています。八王子プランはその実現を点検し、行動指針を示してきたものと思いますが、これを支える理念としての条例が20余年間作られませんでした。東京都下の市部で最大の人口規模と予算実行の責務を担う市としては大きな遅れをとっています。周辺の自治体からも注目されていると思います。誇れる条例となることを願っています。国の基本法が名称に、「男女平等」を使わなかった事情の説明はありませんが、一般的に「共同参画」は「平等実現へのプロセス」であって、目標はあくまで「男女平等社会」であると言われてきました。今は、性の多様性が認識されているなか表現は単に「男女平等」ではなく「ジェンダー平等社会」実現が目標となるべきであると考えます。

※名称は「八王子市ジェンダー平等社会条例」とするのがふさわしいと考えます。

## (2) 前文について

①女性の地位を謳った差別撤廃条約に触れるべき。ここから、男女雇用機会均等法が生まれ、男女共同参画社会基本法への流れにもなったと思います。条例では、ジェンダー平等(男女平等)をきちんと謳うべきです。八王子市関係でも「Gender Equality」が使われていると聞きました。ジェンダー平等は国際基準ですね。

②「女性の社会進出は著しく」の内実を考えると違和感があります。

※「女性の社会進出は進んだが、実態は非正規雇用やパートタイムで働くケースが多く、正規雇用でも男女の賃金差が歴然とあることにより経済的な格差は改善されず、男女平等には程遠い現実です」が正しいと思います。

③「性別、年齢、国籍などによる違いを受け入れ、多様性を認め合っていく」という素案の文について

※何気なく使っている多様性という言葉がここでは、性別、年齢、国籍にかかっているようですが、一まとめに多様性といっている意図が不明です。年齢の多様性もおかしい。ジェンダー平等というとき全年齢を包括して言うわけで不要。「多様な性別、国籍」と言葉の位置を修正してもそのあとに続く持続可能な街づくりで締めくくられる文は、ジェンダー平等条例の前文としては、違和感があります。

## (3) 条例の目的

※「共同参画」だけでは意味がなく、ジェンダー差別をなくし、すべての市民の「対等、平等に」を保障するものでなければならないと思います。

※「共同参画」の向こうにある「男女平等、ジェンダー平等を」掲げて下さい

## (4) 用語の定義

※「ジェンダー平等」と「男女平等」を用語に取り入れ定義して下さい。

※「性別」の言葉を使う時「性的指向、性自認」に配慮して定義することが必要です。「性別等」の表現を定義して、使うことができます。

※「無意識の思い込み」が条例に影響を与えるのは「ジェンダーに関する」場合です。「ジェンダーに関する」をいれないと意味がありません。「誰もが持っている」という決めつけもおかしいです。

※「ドメスティックバイオレンス」の説明はドメスティックと言い切れない範囲に及ぶ内容なので「等」をつけるのが望ましい。

	<p>※「セクシャル ハラスメント」の定義の中で後半、「性的な言動に対する相手方の対応」という言葉の意味が分かりにくいです、どういう意味ですか？表現の整理が必要と思われます。</p> <p>※間接差別になるハラスメントと性的指向、性自認によるハラスメントに言及するためには、「性別等による差別的扱いの項」を設けるべきです。</p> <p>※「リプロダクティブヘルス」と「セクシャルライツ」は大切な権利です。用語として定義し基本理念に加えるべきと思います。国際基準が分かりいいです。</p> <p>(5) 基本理念</p> <p>※「性別」「男女」という言葉を使う時、「多様な性」を意識しないと当事者を置き去りにする可能性があります。H16年7月には「性的指向、及び性自認を理由とする偏見や性別取り扱いの特例に関する法律」が出来、労働現場、教育現場でも配慮されるようになっていきます。基本理念全体にわたって考慮すべきと思います。「性別等」という言葉の定義がしてあれば「性別」を「性別等」に変えて表すことができます。</p> <p>(14) 体制の整備</p> <p>①拠点施設</p> <p>※今まで役割を担ってきた「男女共同参画センター」をジェンダー平等（男女平等）センターの拠点施設として位置付けること。</p> <p>※必要な施策を実施し、市民が活動するための拠点施設として整備すること。</p> <p>※その他体制の整備に必要な財源を確保すること</p> <p>(15) 男女共同参画審議会 (意見※名称は「ジェンダー平等推進審議会など」)</p> <p>※審議会は市長の諮問に応ずるほかに、審議会の権能として自律的な運営答申の機能を併せ持つことを定め、審議会委員の構成、任期、会長、副会長、定足数、表決による意思決定方法、公開の原則など必要な事項を条例に明記すべきです。</p> <p>※市民(専門家も当然市民です)が民主的に運営に参加すること、市民の人権(尊厳)に配慮することで市民との信頼関係を築いてください。</p> <p>(21) 苦情申出への対応</p> <p>※苦情処理の窓口を拠点施設に置くこと。</p> <p>※苦情処理委員会の構成、権能を条例に明記すること。市長の諮問に応じ、市長に意見を述べることができる。必要に応じて審議会との連携、関係機関への事情聴取、任期、守秘義務などの詳細を条例内に明記すること。</p> <p>※特に、(15)(21)について、条文の詳細を明示しないまま、パブリックコメントを市民に求めることはあり得ないことと考えます。</p>
48	<p>(1) 名称他</p> <p>名称を「八王子市男女平等基本条例」とする</p> <p>この条例は男女共同参画の実現を目指すものでなく、男女平等の実現を目指すものである。共同参画は実現を目指すためのものである。条例には目指すものを明確に表現したほうがよい。また、この条</p>

	<p>例案全体に男女平等とすべき点を男女参画として使われている箇所が多い。条例の目的を曖昧にし、男女平等をあえて使用しない傾向があると思われる。以下の箇所で再検討が必要である。</p> <p>前文 条例の目的 用語の定義 基本理念 市の責務 市民の責務 教育関係者の責務 事業者の責務 地域活動団体の責務 情報の収集及び調査 啓発活動 活動に対する調査 男女共同参画審議会 推進計画 相談申出への対応 苦情申出への対応 等</p> <p>(10) 地域活動 「固定的な性別役割分担意識や慣行等を必要に応じて見直し、」 地域活動の中にはこうした分担意識や 慣行が多くみられるのが現実である。「必要に応じて見直す」の必要とはどんな場合か、曖昧である。ここでは「必要に応じて」をカットし、「固定的な性別役割分担意識や慣行等を見直し」とする。</p> <p>(15) 男女共同参画審議会 「八王子市男女共同参画審議会」を置くこととする。」そして 「組織・運営などは市規則で定める」とある。名称を「八王子市男女平等推進審議会」とする。審議会の組織については条例の中に盛り込むほうがいい。市規則で定めるとすると、市民に公開し意見を聞くことが狭められる。またこの条例に対する積極さが感じられない。</p> <p>(16) 推進計画 「市民の意見を反映する」 と「審議会の意見を聴く」 反映すると聴く 使い分けているが、あえてそうしている意図、その違いは何か</p> <p>(20) 相談申出への対応 適切な処理に努める これも曖昧。適切な処理を明確にする。</p> <p>(21) 苦情申出への対応 適切な措置を講ずる これもまた、曖昧である。さらに踏み込んで具体的な苦情処理の申出、扱う機関などを具体的にすべきである。苦情への対応は、条例を推進する上で欠かせないものである。いじめ問題や 障害者差別問題に見られるように、条例通りには進まない現実があり、男女平等についても様々な差別が予想される。無意識に差別をしてしまう事例は後を絶たない。差別を受けた側からの告発で、差別に気づかされることも事実である。苦情処理は、男女平等の意識に気づかせ、男女平等を推進することは明らかである。今条例の実効性を確保するものともなる。 「第三者的な体制を整備することを想定している」とあるが、これも曖昧な表現である。条例の中に具体的な体制を明記すべきである。</p>
49	<p>1:条例の名称 ・「平等」を加え、「実現を目指す」を削除し、「男女平等共同参画社会推進条例」などにすべきと考えます。</p> <p>理由/女性への差別的な扱い、暴力がある、「不平等」な現実を認める、見える化することが、「共同参画社会」実現の第一歩と考えるので。また、条例の名称は長くない方が、周知、広報などに便利、市</p>

	<p>民も覚えやすいと考えるので。</p> <p>2:前文</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例制定の経緯に、1985 年批准「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」や 1999 年「男女共同参画基本法」に言及すべきと考えます。</li> </ul> <p>理由/世界の潮流のなかで女性の人権に焦点が当てられたことや、遅々として進んでいないことを示すことで、条例制定の意義が明らかになると考えるので。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「女性の社会経済分野への進出は著しく進む一方で」を「女性の就業率は伸びたが、男性との賃金格差、昇格格差は解消せず、家事、子育て、介護などの負担も減っていない現実がある」などに変えるべきと考えます。</li> </ul> <p>理由:女性の実態に言及すべきと考えるので。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「活力のある持続可能なまちづくりの原動力となります」が含まれる第3段落を削除あるいは書き変えてくださるよう希望します。</li> </ul> <p>理由/この条例案は、「人権」に関する条例と承知しています。地域振興やまちづくりの要素が入ることに違和感があるので。また、「元気」でなくても、「活躍」の意味が不明なのですが、「活躍」の有無を問わず、個人がどのような状況であっても、人権を尊重されるのが、男女共同参画社会と考えるので。</p> <p>14:体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 八王子市男女共同参画センターをきちんと条例で位置付けてください。</li> </ul> <p>理由/センターは、男女共同参画社会を進める中核となる重要な拠点なので。</p> <p>15:男女共同参画審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問の有無にかかわらず、自主的に審議会から市長に意見等を述べる機会がある旨を加えてください。</li> </ul> <p>理由/市長の諮問がなければ答申する機会がない審議会では、市民の声が届かないと考えるので。</p> <p>21:苦情申出への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 説明にある「第三者的な体制を整備することを想定」を一步進めて、条例のなかで、具体的な苦情処理機関を定めるべきと考えます。</li> </ul> <p>理由/条例の実効性を高めるために必要な機関と考えるので。</p> <p>以上です。パブリックコメントに集まった市民の意見が活きて、みんなの幸せに繋がるような条例になることを希望します。よろしく願いいたします。</p>
50	<p>1. 条例の名称について 「八王子市男女平等基本条例」がよい。(理由: 目指すものが端的に分かりやすいものがよい。『実現を目指す』は条例があろうがなかろうが当然なので入れる必要がない。</p> <p>(5)男女共同参画審議会について 審議会は基本条例を推進する実質的な機関であるから、その内容・権限・組織などについては、明記する必要がある。特に公募や男女比・公開は重要なことである。</p> <p>(4)苦情申出への対応 施策に対する実態を市民が伝える場であり、市が直接聞き取れる重要な場であるから、しっかりした苦情申し立て組織を作り、条文に明記し、申出しやすいものとして欲しい。</p> <p>(4)体制の整備 拠点施設をはっきりと位置づけて、そこを中心とした体制を作る方向で。</p>

51	<p>まず、「実現を目指す条例」という表現に違和感を感じました。さらに、人間の性は多種多様であり、男性・女性と二分化出来るものではないです。真の平等を目指すのであればジェンダー平等とすべきだと思います。それとももっと狭い範囲の目指すだけのもので良しとするという事なのでしょうか？</p> <p>教育関係者の責務として、DV やセクハラなど無くす為の性教育が重要だと思います。海外では幼児期からの性教育があたり前との事。互いを理解し尊重出来る人間形成にとっても重要です。</p> <p>何故か「平等」という言葉がほとんど見られません。共同参画の基本と思うのですが、何故なのでしょう？</p>
52	<p>長期ビジョンへの意見を記入します。</p> <p>1 男女で表せない多様な性の時代になりましたのでジェンダー平等条例と言う名称の方が時機にかなっていると思います。</p> <p>2 そのほかの条例条文の「男女」のところを「誰も」がとする。また「男女共同参画」は「ジェンダー平等」とする。</p> <p>以上よろしく申し上げます。</p>
53	<p>○条例名について</p> <p>男女共同参画基本法が作られてからかなりの年月が経っています。「共同参画」というのは前時代のものではないでしょうか。最近ではテレビなどでも SDG s の報道も活発になり、「ジェンダー平等」という言葉も使われるようになりました。今や「あらゆる施策にジェンダー平等を」というのが世界の流れであり到達です。名称は大事です。「ジェンダー平等条例」せめて「男女平等条例」にするべきです。</p> <p>○前文について</p> <p>「固定的性別役割分担意識や～」との記述ですが、それが根強く残っている背景についてどう分析されているのかが不足していると思います。「女性差別撤廃条約」についての言及がありません。なぜですか。</p> <p>○定義につて</p> <p>用語解説はもっと丁寧にしてください。性的指向・性自認などについて記述し解説が必要です。</p> <p>○基本理念について</p> <p>「リプロダクティブ・ヘルス」「セクシャルライツ」という言葉がありません。大変大事な概念です。明記すべきです。</p> <p>○市民の責務について</p> <p>②で「家庭において」とありますが条例という法規で、個人の信念や私生活の在り方に言及することはふさわしくありません。</p> <p>○男女共同参画審議会について</p> <p>審議会は条例の基本理念実現のために極めて重要な役割があると思います。条例に審議会を設けることにとどまらず、権限・組織、任期、など書き込むべきです。</p> <p>○苦情申し出について</p> <p>「第三者的な体制を整備することを想定」とありますが条例に明記すべきです。苦情処理の体制は、市民の市行政に対して苦情を申し出る権利の擁護に直接かかわる体制です。</p>

54	<p>(1)名称について ジェンダー平等条例としてください。 理由 近年、性の多様性が理解されるようになり ジェンダーといわれることが多くなっています。ジェンダーとするとすっきりします</p> <p>(6)～(10)責務について 市長と市ははっきりと義務としてほしい。 理由 男女平等、ジェンダー平等のための具体的な施策を行う責務は市や市長にあります。市などが市民に平等に扱うように義務づけるのは当然です。</p> <p>前文について 意見 日本国憲法から始まっていることは大賛成です。八王子は特に古くから桑の都とよばれ、中心産業の養蚕業は女性が中心的役割を担ってきたことをつけくわえていただきたいです。</p> <p>(15)男女共同参画審議会 審議会の所掌事項として、必要に応じて男女平等社会の実現に関して市長に意見を述べることを明記すべきです。 理由、その時々に必要なに応じて対応してもらえるようにするためです。そして、すぐに市長の所に意見が届き検討されることのできるからです。</p>
55	<p>(1)条例の名称 「ジェンダー平等条例」が良いと思います。近年、テレビや新聞等でSDGsが話題です。目標の5番目は、ジェンダー平等を実現しようです。若い人達にも響き、世界の流れです。他市にない新しい名称、検討してはどうでしょうか。</p> <p>(2)前文について 日本政府が1985年に批准した国連の「女性差別撤廃条約」は画期的な内容、目指すことがはっきりしているので憲法の記述と合わせて触れてほしい。 世界でのジェンダーギャップ指数120位の日本、八王子の条例が市民の声を充実反映させ、良い条例になるよう願っています。</p>
56	<p>人がひととして尊重され生きいきと暮せる社会にするためには社会保障が充実されなければならないと思う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金の格差（正規・非正規・介ゴ・看ゴ・保育などなど低賃金では社会に参加する余裕がない）</li> <li>・家事労働への評価</li> <li>・シングルマザーがなぜふえるのか、子育てとは、などなどたくさんある、格差社会をなくしていかなければ、机上の空論になってしまうのではないか。</li> <li>・現在は多様性がもともとめられる社会になってきているので条例を作るのならジェンダー平等参画社会にしてはどうかと思う</li> </ul>
57	<p>時代はジェンダー平等をめざして動いています。“先進的な八王子”をつくっていく意欲を示し、実現していく覚悟をしめす具体的な内容にして下さい。もちろん、“ジェンダー平等を目指す条例”ということ。</p>

	<p>素案内容は表面的で型どまりと思います。センター拠点づくり、苦情処理の対応不十分です。“無意識の思い込み”などの定義は科学的研究、認識を怠っているということが明らかです。◎市歌の歌詞はこの条例づくりの際、大変反するものであると思います。今までの市歌は廃止して、新しい市歌をつくっていく方向を合わせてどこかに明記して下さい。</p>
58	<p>条例名称について、「男女共同参画」では権利が平等であるかどうか、広く伝わりづらいと思われるので、SDGs 目標の「ジェンダー平等」という名称を取り入れて頂けるようお願い申し上げます。</p>
59	<p>①条例名について 男女共同参画と称さずとも、今日に至るまで両者は諸々の分野に議論の内容はともかく参画してきました。ですが、日本社会が最終的に何をめざしたいのか？それはとりもなおさず、その先の男女平等社会です。であるならば明確な目標を掲げて「八王子市男女平等社会への基本条例」という名称を強く希望します。以下、男女共同参画を男女平等に変更する箇所も合わせてご検討ください。</p> <p>②前文について 1 2 行目、始めに「日本は国連の女性差別撤廃条例を批准としています」とし、次の未来を担う子どもたち…へ続けることで、男女平等は世界が目ざしていることと確認できるでしょう。 (説明) 3・・・2 行目女性の人権侵害をなくし、生活や心の安定化を図ること等が大事。</p> <p>③用語の定義について ・無意識の思い込み&gt;誰もが潜在的に持っている思い込みのことを言うは削除、まさにそれは思い込みです。成育環境…と続きます。</p> <p>④基本理念について 2・配慮されることを、配慮すること。 3・機会が確保されることは、機会を確保すること。 4・参加することを、参加できること。 6・その他の性別等に起因するハラスメントを受けることなく…、尊重すること。</p> <p>⑤市の責務 (説明) 2 行目、市が中核的役割は、男女共同参画課が中核的な役割とすべきです。八王子市の男女平等施策の中心となって提言して下さることを期待します。</p> <p>⑥市民の責務 2・3 は削除。1 と説明で充分言い得ています。</p> <p>⑦体制の整備について 相談や啓発活動を行うための拠点を八王子市男女共同参画課とし、体制を整備…。なぜなら既に、必要な連携体制の中核的存在だからです。</p> <p>⑧性別による権利侵害の禁止 (説明) *デート DY…結婚前ではなく婚姻関係にないが適当です。必ずしも結婚するとは限りません。</p>

	<p>⑨公衆に表示する情報に関する留意について</p> <p>何人にもは、公的な機関(配布物、ポスター貼付等) も入ります。インターネット等のメディアの後に付け加えてください。最近は見当たらなくなりましたが、“チカンに注意”というポスターがあちこちに貼られていました。一見、被害者にならないように注意喚起しているようですが、一旦被害者になると責められます。なぜ、“チカンをするな”のポスターは無かったのでしょうか？</p>
60	<p>(14)体制の整備について</p> <p>◆意見：拠点として、現存する「男女共同参画センター」を明記し、「現在の施設・機能の維持・拡充をする」旨を明記して下さい。</p> <p>◆理由：条例は、(11) 情報収集・調査 (12) 啓発活動 (13) 活動支援(20)相談の申出への対応等を行うことを規定し、これらを具体的に進めるための拠点として、本条項があるものと思われま。現在、「男女共同参画センター」が存在し、これらの役割を担ってきた実績があると思いますので、この存在と拡充を明記することで、これまでの活動を承継し、更なる発展が期待できると考えます。</p> <p>(21)苦情申出への対応について</p> <p>◆意見：苦情処理機関、その体制と苦情申出・審理手続を具体的に規定してください。</p> <p>◆理由：苦情処理は、市が不平等に気づき、これを是正するための原動力です。ひいては、市民の「無意識」な差別の自覚、解消につながるものです。この申出や処理が、公平かつ適正になされるためには、条例で明記する必要があると考えます。</p> <p>(1)前文(4)定義(5)基本理念②「無意識の思い込み」について</p> <p>◆意見：旧来の社会制度や慣習による差別など問題の所在が分かる書き方をしてください。そのような書き方をすれば、定義は必要ないと思います。</p> <p>◆理由：「無意識の思い込み」では問題の所在がわかりませんし、市として、何をしていくのかがわかりにくいです。 やろうとされていることは、差別的な制度を改善することだと思いますので、その点がわかるようにしていただきたいです。</p> <p>(1)前文 (3)目的について</p> <p>◆意見：男女平等、ジェンダー平等をめざすことがわかるようにしてください。</p> <p>◆理由： 男女共同参画は、男女平等をめざすための手段だと思います。また、現在は、男女から性の多様性を認めるジェンダー平等を目指すべきと思います。(5)基本理念には、これらの趣旨が入っているとしますので、前文、目的でも明記してください。</p> <p>(4)定義について</p> <p>◆意見：生物学的性別、性自認、性的指向、性と生殖に関する自己決定権を入れてください。</p> <p>◆理由：(5)基本理念との整合性。ジェンダー平等が現在の基本スタンスであること。</p> <p>(15)男女共同参画審議会について</p> <p>◆意見：③審議会の組織・運営に関する事項も最低でも、選任方法・資格・人数・任期、開催手続を明記して下さい。</p> <p>◆理由：審議会は、市の男女ひいてはジェンダー平等についての施策についての基本を決める機関であり、公正・適正な手続が求められるため、条例で明記すべきです。</p>

	<p>(18)性別による権利侵害の禁止 (19)公衆に表示する情報に関する留意について</p> <p>◆意見：市・公共団体、公務員についての義務を明確にしてください。</p> <p>◆理由：市民については法律での義務と(7)市民の責務の規定で十分と思います。むしろ、市・公共団体、公務員について、義務とすることが憲法の趣旨に合致すると考えます。これらの機関が権利侵害等を自覚し行わないことが、市民の「無意識」の差別をなくすことにつながると思います。</p>
61	<p>(1)条例の名称には「男女共同参画」ではなく、ジェンダー平等（男女平等）を用いる方がよいと思います。</p> <p>(21)苦情申出への対応の②に、苦情処理については「第三者的な体制を整備することを想定」を条例に明記したら良いと思います。</p>
62	<p>1、条例の名称については、男女で共同参画した社会がどのようなものであるかを明確に示したほうが良いと思いますので、「八王子ジェンダー平等条例」または「八王子男女平等基本条例」「八王子性差別撤廃条例」などがよいと思います。</p> <p>いまだにジェンダーギャップ甚だしい日本（世界 120 位、2021 年）においてめざすべきは gender equality=ジェンダー平等が実現する社会です。日本語の場合は、男女共同参画よりも男女平等というシンプルな言葉のほうが、わかりやすく、市民にも届きやすいでしょう。ただし、その場合も性別二元論ではなく多様な性のありかたを前提にする必要があり、性による差別を撤廃する意図が含まれているべきです。</p> <p>名称に「男女」を入れる場合は必ずジェンダー平等の定義を盛り込んでください。そして、性指向、性自認（最近では行政でも SOGI という言葉を使っているはずですが）についても書き込んでください。名称の変更にもなって、条文内の目的や理念の該当部分も併せて変更してください。</p> <p>2、全体にざっくりしすぎており、あいまいな表現が多い。</p> <p>例えば審議会（15）については「市規則で定める」としか書いていないが、審議会をどのようにおこなうかは条例に書き込んでほしい。</p> <p>相談申出の対応（20）苦情処理（21）も「適切な処理」「適切な措置」としか書いていないが、現実にまだ格差や差別があるので、相談への対応、苦情処理のシステムとその情報の取り扱い等は非常に重要な点である。条例内に、どのように取り扱われ、どのような構成組織としておこなうのかを明確に書き込んでほしい。市民にとっては、こうした点で信頼性や公正な運営が問われるところだと思います。再検討を要望します。</p>
63	<p>「八王子市では、人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現に向け、これまで以上に男女共同参画を推進していくことを目的に条例を制定することになりました。」</p> <p>&gt;&gt;&gt;昨今では人の性別は男女に限らないという認識が定着しています。そのような中で「男女」という言葉に限定していることに違和感を感じています。なので目指すならば「ジェンダー平等」という言葉が適切だと思います。「人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現」➡「人がひととして尊重されいきいきと暮らせるジェンダー平等社会の実現」のように。</p> <p>1 条例の素案</p> <p>(2) 前文</p>

日本国憲法に～しかしながら、この間、女性の社会経済分野への進出は著しく進む一方で、社会全体において固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みに基づく社会慣行等が依然として根強く残っており、また、暴力など性別に因る権利侵害など、多くの課題が残されています。

>>>これは明らかに「女性差別」であり、明瞭な言葉を使って啓発、発信していく必要があります。未来を担う子どもたちの～男女があらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担うべき男女共同参画社会を実現することを決意し、この条例を制定します。>>>男性はすでにあらゆる活動におけるか映動に参画する機会が確保されています。目指すべきは「男性」以外の社会参画です。

#### 【説明】

① 固定的な性別役割分担意識をなくすためには、子どもの頃からの意識醸成が重要と考え、学校・地域・家庭において男女共同参画の推進が必要。

>>>学校ではまだ男女別名簿さらには男子が先で女子があとという形式が残っており、即刻廃止するよう促すべき。地域でも「婦人部」への強制加入のような（実際に強制でなくても断れない）事態が起きています。町会自治会の中もとてもジェンダー平等とは程遠いのでそういった細かな場への啓発活動もして行っていただきたいです。

3

(5)

男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念（以下、「基本理念」という。）として行います。

「① だれもが、個人としての尊厳が重んぜられることにより、性別による差別的取扱いを受けることがなく、個人の能力及び個性を発揮し、自らの意思により多様な生き方を選択できること。」

>>>タイトルや方向性、すべての文面においてこの条文が強調され活かされるのが好ましいと思います。

② 固定的な性別役割分担意識又は無意識の思い込みに基づく制度又は慣行が、社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

>>>◎

③男女が、～

④男女が、～その他の社会生活において対等な立場で参画すること。

>>>「対等」という言葉は良いと思います。ただやはりここでも「男女」だけが性別のように扱われているのが残念です。

⑤男女が互いの性に対する理解を深め、妊娠、出産等の性及び生殖に関する個人の意思を尊重し合い、生涯にわたり安全かつ健康な生活を営むことができるように配慮されること。

>>>小さいころからの継続的、かつ的確な性教育が必要ではないでしょうか。例えば避妊方法やそのメカニズムなども大切だと思います。

5

(7)市民の責務

②市民は、家庭において、家事、育児、介護その他家庭生活における活動について男女が協力しあい、

	<p>それぞれが固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく生き方を選択できるよう努めることとします。</p> <p>&gt;&gt;&gt;「家庭において、家事、育児、介護その他家庭生活における活動について男女が協力しあい」という条文自体に家庭への家庭としての役割を押し付けているように感じます。なぜ、この条文が必要なのか理解できません。また重ね重ね申し上げますが、家族も「男女」とは限りません。同性パートナーということもあります。この条文自体がそういった方々への差別や排除に繋がると思います。</p> <p>&gt;&gt;&gt;この条例の中に「男女」という視点しかなかったのが残念ですが、ぜひ、今後は「ジェンダー平等」という視点で条例案を進めていただければと思います。「男女」という言葉しかないことで苦しむ方々、子どもたちの視点をぜひ取り入れてください。</p> <p>「ジェンダー平等」というと、その中で起きている不均等がぼやけてしまうため、「ジェンダー平等」のために女性差別をなくす、LGBTQ差別をなくす、などのきめ細かな指摘が必要かと思えます。</p> <p>参考までに： 札幌市男女共同参画センター ジェンダー平等をめぐる対話のためにー「マジョリティの特権」を通じて <a href="https://www.danjyo.sl-plaza.jp/event_post/gendertokken/">https://www.danjyo.sl-plaza.jp/event_post/gendertokken/</a></p>
64	<p>「男女共同参画」の名に価する具体的な取り組みを明らかにした「ジェンダー平等参画社会の実現」を明確にした条例としてほしい。</p> <p>八王子は大都市（中核都市）にしては、図書館、美術館、再生可能エネルギー分野について取り組みが弱い。こうした面と共に、男女共同への取り組みの強化を求めたい。また、市民の参画によるひらかれた対応（苦情処理、相談員の配置、市の対応、組織など）を明らかにしてほしい。</p>
65	<p>条例名を「八王子市ジェンダー平等条例」としてください。新たに条例を作るのに男女と名記するのは、少し遅れているように感じます。男女だけでなく、すべての市民にあてはまるようまずは名称から見直しをしてください</p>
66	<p>八王子市が条例制定に向けて準備に入ったと聞いた時大変期待がふくらんだ。しかしこの度示された素案を読み、男女平等社会実現のためにより実効性のある条例にすべきと考え、意見書を提出する。</p> <p>1. 条例の名称について（1）</p> <p>◎名称を「八王子市男女共同参画社会の実現を目指す条例」とすることに反対である。</p> <p>名称は本来その条例の本質、理念を明確に示すものでなければならない。素案には「共に責任を担うべき男女共同参画社会の実現」（前文）とか「男女が共に参画する社会の実現」（目的）と書かれているが、現状認識からいっても現在の課題はジェンダー平等、男女平等社会の実現であることが明白である。条例の名称はこの基本理念を表わす「八王子市男女平等基本条例」にすべきと思う。</p> <p>2. 体制の整備について（14）</p> <p>◎非常に重要な項目である体制の整備について、素案では不十分であり、残念である。さらなる施策推進のために条例で示すことが必要である。</p> <p>素案には「相談や啓発活動を行うための拠点を設置する等必要な体制を整備」としか書かれていない。説明に「中核となる拠点の設置」としている意味が理解できない。現在の「八王子市男女共同参画セ</p>

	<p>ンター」をどう評価し、位置づけ、さらに機能を充実させていくための課題が何か問われているのに全く言及されていない。八王子市男女共同参画センターを条例にしっかり位置づけて欲しい。</p> <p>3. 活動に対する支援（13）</p> <p>◎前項（2）体制の整備とも関連するが、「情報提供その他の必要な支援を行う」としか書かれていないが、その重要性から考えても不十分であり、その他の具体的事項を条例で示すべきである。</p> <p>ジェンダー平等には個人、グループ等市民の活動は欠かせない。本来市民が集い、学び、交流し、活動していく力の獲得は拠点施設の大きな役割であり支援は欠かせない。しかし現状はあまりに課題が多いと思える。支援の中心になるべき男女共同参画センターに期待するものが大きいだけに重要な施策として取り組んで欲しい。必要な支援、効力ある支援のために現状分析、課題の把握、支援等について八王子市（参画課）の責務として条例に明記すべきである。</p> <p>4. 苦情申出への対応（21）</p> <p>◎苦情の処理について「第三者的体制を整備することを想定している」と説明しているだけだが、どのような体制にするのか明記すべきである。</p> <p>市民等からの苦情申立てに対して独立した第三者機関を設置して対応することは重要である。その点で一步前進に思えるが素案に「適切な措置を講ずる」「必要な体制を整備する」としか書かれていないのではあまりに不明確であり、不十分である。</p> <p>単なる相談ではなく男女平等社会変革、実現のため、課題解決のために、どんな対応をするのか、どんな機関にするのか、条例に具体的に明記して欲しい。</p>
67	<p>男女共同参画は男女平等の手段または過程であり目指すものを示すうえで、名称には、男女共同参画ではなく、ジェンダー平等（男女平等）を用いる方が適切です。</p>
68	<p>○この素案と意見書用紙を駅南口総合事務所に取りに行ったところ、クリエイトホールから職員が持参する為 15分～20分待ちました。広くパブコメを募集するのなら、各事務所、図書館、市民センターなどにも置くべきです。閲覧ではなく、持ち帰りできるように希望。</p> <p>○仮称ではありますが、なぜ「男女平等条例」「ジェンダー平等条例」ではなく「共同参画」「実現を目指す」とする言葉なのか。本文の各所も「共同参画」ではなく「男女平等」にするべき。</p> <p>○ひとつひとつの項目のあとに〔説明〕がありますが、本文がぼやけてしまいます。それよりは、それぞれの項目について、体制整備を具体的に明記すべきです。</p>
69	<p>1. 条例の名称</p> <p>男女平等という言葉にして欲しい。（国際的にも、東京都も男女平等という言葉となっていて、男女共同参画社会では、旧態以前であります。）</p> <p>7. (4)苦情申出への対応</p> <p>条例に章を設けて欲しい。申出の範囲、組織と、その所掌事項、権能等を明記すべきです。（苦情処理の体制は、条例の実効性を確保する上で、重要な役割があります。）</p>
70	<p>・条例の名称：「男女共同参画社会を目指す条例」とありますが、「ジェンダー平等」とうたうべきだと思います。</p> <p>・苦情申出への対応として、市長の権限が強く、「適切な措置を講ずる」としてありますが、具体性がな</p>

	<p>く不十分。「第三者的な体制を整備することを想定している」としているが、この一言でなくさらに明記すべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント募集についての周知、積極的に公報する姿勢が不十分だと思う。募集し、さらに検討し、条例作りにいかして欲しい。</li> </ul>
71	<p>(1) 条例の名称 「八王子市男女平等条例」もしくは「八王子市ジェンダー平等条例」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画」は男女平等を実現するための手段又は過程であって、条例の名称としてふさわしくない。</li> </ul> <p>(2) 前文 国の法整備と関連して 日本が「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に批准していることを盛り込む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等に向けての国および各自治体の取り組みは、国際社会との連動のもとですすめられてきたことを明記する意味がある。</li> </ul> <p>2003年に設置された「八王子市男女共同参画センター」の果たしてきた役割について盛り込む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画都市宣言」で掲げたことを実現させるためにセンターを設置した意義とこれまでの実績は大きい。</li> </ul> <p>(3) 条例の目的 「男女平等社会の実現」もしくは「ジェンダー平等社会の実現」と明記する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今さら、「男女が共に参画する社会の実現を目的にするための条例」が必要とは考えられない。</li> </ul> <p>(4) 用語の定義 間接差別も含めて、「性別による差別的扱い」について定義が必要である</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・素案で「性別による差別的扱い」という用語が多く使われているが定義されていない。</li> </ul> <p>「ジェンダー」についての定義が必要である</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物学的な性別とは別に、社会的、文化的に形成された性差としての「ジェンダー」は、現実の多くの性差別を理解するうえで重要な用語である。基本理念にも「ジェンダー平等」という用語を盛り込み、的確に定義することが必要と考える。</li> </ul> <p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて定義する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・素案の基本理念⑤で掲げている内容を正確に表すこの用語を、基本理念と共に教育関係者の責務でも用い、定義することが必要と考える。</li> </ul> <p>メディア・リテラシーについて定義する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さまざまな情報が飛び交う中で何が大事なことか自らの力で読み解いていく力を身につけさせることは重要であり、教育関係者の責務の中に盛り込み定義すべきである。</li> </ul> <p>(7) 市民の責務 ②の内容を削除する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すでに①の「家庭も含むあらゆる分野で男女共同参画の推進に努めることとする」に含まれているので必要はないと考える。個人の信念や私生活のあり方に法規が言及することは避けるべきである。</li> </ul>

	<p>(8) 教育関係者の責務 メディア・リテラシーを養う教育の重視 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ及びセクシュアル・ライツを理解し、重んじる教育 性的指向及び性自認について理解し偏見を持たないようにする教育を教育関係者の責務として盛り込む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これらのことは平等社会を実現するための教育関係者の重要な責務と考える。</li> </ul> <p>(14) 体制の整備 すでに拠点として機能している八王子市男女共同参画センターを施策推進の拠点とすることを明記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なお一層重要な役割を果たすことを期待したい</li> </ul> <p>(15) 男女共同参画審議会 設置のみでなく、構成員の組織、任期、権限、会議の方法等々、詳細にわたって条例に明記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会には市の施策に対して公正な意見を述べる権限と能力が求められる。市の規則で定めるでは不十分であり、条例で明記する必要がある。</li> </ul> <p>(21) 苦情申し出への対応 苦情処理機関の体制について条例に明記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情申し出機関は条例の実効性を確保する最も重要な機関である。あらゆる差別をなくし、市民の人権を守るために、十分な権限と組織、能力を持つ「苦情処理委員会」の設置が必要である。市長が替わっても苦情処理機関が十分に機能を発揮することができるように条例でその詳細について明記すべきである。</li> </ul>
72	<p>(4) 用語の定義</p> <p>&lt;意見1&gt; 用語の定義に男女共同参画しかありませんが男女平等、ジェンダー平等を加えてください。</p> <p>&lt;理由&gt; 素案の男女共同参画の意義のところの記述を見ると男女平等の意義のようにも見られます。男女共同参画と男女平等社会と別々に定義し、本文の記述も整理することで条例案の本文を読んでもわかりやすくなると思います。</p> <p>また、条例の名称や目的もジェンダー平等にしてほしいので定義として必要です。</p> <p>&lt;意見2&gt; 用語の定義に性自認、性的指向、リプロダクティブ・ヘルス、セクシャル・ライツなどを加えてください。</p> <p>&lt;理由&gt; 他の自治体の条例と比べても用語の定義が少なすぎます。条例を仕上げるにあたり素案から加筆していった場合に必要となる用語だと思えます。他の自治体の条例も検討してみてください、</p> <p>&lt;意見3&gt; 無意識の思い込みの定義はなくてもいいと思います。</p>

<理由>

特別な用語というわけでもなく、意義としての説明文にある「脳にきざみこまれ」という表現は用語の説明として適切な表現とは言えません。

(5) 基本理念

<意見>

③、④、⑤の主語を「男女」から「すべての個人」に変更してください。

<理由>

男女共同参画を意識しすぎているせいか主語が男女になっています。性の多様化の観点からもこの表現はよくないと思います。「男女は」と書かれるとそれから外れてしまったと感じる人がいると思います。

(7) 市民の責務

<意見>

②は削除してください。

<理由>

条例は家庭や個人の考え方に踏み込んで努力義務を課すべきではないと考えます。

また男女で家族をつくるとは限らず、家族の在り方も多様化していることを無視しています。

全体として

<意見>

条例の名称を「男女共同参画…」としたことで条例の内容がとても狭くなっています。ジェンダー平等基本条例として見直し、もっと内容が豊かで市民にとって役に立つ実効性のある条例にしてほしいと要望します。

(1) 条例の名称

<意見>

条例の名称を「八王子市ジェンダー平等(男女平等)基本条例」にしてください。

<理由>

1. この条例を制定することのでつくりたい社会は何かを条例の名称は表すべきだと思います。私はジェンダー平等社会を実現するために、八王子でも条例を制定してほしいと思っています。男女共同参画はあくまでそのための一つの方法です。それを条例名にするのはおかしいと思います。名は体を表します所以名称は重要です。

性の多様性が言われる時代です。八王子はこの条例の制定においてはかなり後発です。今からの条例なら男女平等よりジェンダー平等がより良いと思います。

2. そもそも条例名に「めざす」と入れるのは変です。他の条例にもないことだと思います。それにこれから定める条例が男女共同参画社会の実現を目指す条例では八王子市が今まで男女共同参画社会に向けて何の施策もしていないような印象も与えます。

(2) 前文

<意見>

前文に何回か出てくる男女共同参画はジェンダー平等（男女平等）に変えてください。

<理由>

これから条例を制定してめざすのは、男女共同参画社会ではなく、ジェンダー平等社会だと思うからです。

（３）条例の目的

<意見>

前文と同様、男女共同参画をジェンダー平等（男女平等）に変えてください。

<理由>

条例制定の目的はジェンダー平等社会の実現だと思うからです。

（１４）体制の整備

<意見>

八王子市男女共同参画センターを施策推進の拠点として条例にきちんと位置付け、明記すること。

<理由>

素案には拠点を設置する等必要な体制を整備することと書かれていますが、現在男女共同参画センターが存在するのにそこを条例に明記しない理由がわかりません。条例にきちんと明記されてこそセンターの役割が明確になり、施策を推進できると思います。

（１５）男女共同参画審議会

<意見１>

審議会の名称をジェンダー平等（男女平等）推進審議会に変更してください。

<理由>

ジェンダー平等を推進するための審議会にすべきだと思うのでそれをきちんと表すために名称の変更を求めます。

<意見２>

審議会の組織及び運営に関する必要な事項は規則で定めるのではなく、この条例できちんと章を設け、審議会の詳細を定めてください。

<理由>

規則で定める場合は市民のパブリックコメントや市議会の審議もありません。どのような審議会になるのかわからなくては意見の出しようがありません。より良い審議会となるよう条例でその内容を明らかにし、議会での審議ができるようにすべきです。

（２１）苦情の申出への対応

<意見１>

男女共同参画審議会と同様に章を設け、苦情処理機関の詳細を条例で定めてください。

<理由>

どのような苦情処理機関になるかによってこの条例が実効性のある市民が活かせる条例になるかどうかが決まります。苦情機関の内容について意見を言う機会が保証されなくてはなりません。議会で議論ができるよう条例で定めるべきです。

	<p>&lt;意見 2 &gt;          体制の確立に加え、苦情がどのように扱われ解決に導かれるのかその道筋を明記してください。</p> <p>&lt;理由&gt;          市民が苦情を申し出たいときにどこにどのようにして申し出ればいいのかそしてそれはどのようにして処理されるのかがわからなければせっかく制度ができて使えないものになってしまいます。市民の立場に立って使いやすく有効な苦情処理の制度にし、市民にわかりやすく伝えるべきと考えます。</p> <p>条例の素案全体</p> <p>&lt;意見 1 &gt;          このパブリックコメントの終了後、市民から出された意見をいかした条例案を検討会で議論して作り上げ、再度市民に提示し二度目のパブリックコメントを実施してください。</p> <p>&lt;理由&gt;          この素案は条例としての体裁が整っていません。章立て条立てもありません。これは条例素案ではなく、骨子案のように思います。武蔵野市では自治基本条例の時など骨子案と素案の段階で各々パブリックコメントを実施したと聞いています。今提示されている案にはまだ不備の点が多く、これを第1次のパブリックコメントとし、今回出された意見、特に審議会や苦情処理機関を条例に記載したのち、再度のパブリックコメントを行い市民の意見が反映された条例案として議会に上程するべきだと考えます。</p> <p>&lt;意見 2 &gt;          八王子の条例制定はかなり後発です。そのような状況の中で制定するのですから八王子市の条例は調査研究に時間をかけてでも、ジェンダー平等社会を実現するために実効性のある市民に役立つ条例にしてください。</p> <p>&lt;理由&gt;          今まで制定されている他の自治体の条例にはかなり参考にできる条例もあります。八王子の市民団体が作成した市民案も検討会に参考資料として出されていると聞いています。多くの参考資料を基に練り上げ、パブリックコメントや市民アンケートの意見を取り入れ、市議会でも全会一致で可決でき、市民からも歓迎される条例になることを望むからです。</p>
73	<p>1. 条例の名称について          「八王子市男女平等基本条例」もしくは「八王子市ジェンダー平等基本条例」とする。          (理由)          「男女共同参画」は「男女平等の手段またはその過程」と解されており、憲法14条で定められている「男女平等」を条例の名称とすべきである。また、国際的に使用されている Gender Equality の日本語訳は「ジェンダー平等」または「男女平等」である。現在では、「ジェンダー平等」が内閣府男女共同参画局の文書やマスコミでも多く使用され、その概念は市民に広く周知されるようになっているため、名称には「男女平等」または「ジェンダー平等」を使用すべきである。「目指す」は曖昧かつ消極的な表現であるため、条例の名称としてふさわしくない。</p> <p>2. 前文について</p>

(1) 前文中の「男女共同参画社会の実現」は「男女平等社会の実現」または「ジェンダー平等社会の実現」とする。

(2) 女子差別撤廃条約の意義と批准について明記する。

(3) 八王子市の取組の開始は「男女共同参画都市」宣言ではなく、1986年の「八王子市婦人問題懇談会」の設置、1989年の「女性のための八王子プラン」策定であることを正確に記述すること。

(4) 「女性の社会経済分野への進出は著しく進む」中の「著しく」は削除する。

(5) 「暴力など性別に」を「暴力や貧困など性別に」とする。

(6) 「固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みに基づく社会慣行等が依然として残っており」は削除し、「ジェンダーに基づく性差別は意識や社会慣行・慣習、制度等のなかに依然として根強く残っており」とする。

(7) 第3段落「若者が・・・」の部分は全部削除。

(理由)

(1) 条例の名称について述べた理由による。

(2) 男女共同参画社会基本法の制定等、日本における男女平等のための取組を求めた女子差別撤廃条約は極めて重要な条約であるため。

(3) 1999年以前に八王子市では男女平等社会実現のための取組が行われており、担当所管である女性行政係は1990年に設置されている。

(4) 日本のジェンダーギャップ指数は2021年調査では156カ国中120位と極めて低く「著しく」とは言い難く、正確な表現ではない。

(5) 素案の説明中、ポイント③で「コロナ禍によって非正規雇用による雇用・収入の不安定化」とあるように、「暴力」に加えて「貧困」も女性にとって重要な課題であるため。

(6) 意識と社会慣行等は相互に関係し性差別を再生産しているため、意識が性差別を生じさせるすべての原因とはいえない。ジェンダー（社会的、文化的性差）による性差別が意識や社会慣行・慣習、制度等に依然としてある事実を述べるのが適切である。

(7) 条例の必要性を「活力ある持続可能なまちづくり」のためとしている。しかし、男女平等社会の実現は「まちづくり」のためではなく「人権」を保障することであり、不適切である。

### 3. 条例の目的について

「男女共同参画」を「男女平等」または「ジェンダー平等」とする。

(理由) 条例の名称について述べた理由による。

### 4. 用語の定義について

(1) 「男女平等社会」または「ジェンダー平等社会」を定義する。

(2) 「積極的改善措置」について定義する。

(3) 「ジェンダー」及び「ジェンダー統計」について定義する。

(4) 「性別による差別的取り扱い」について「性別を理由とする不合理な取り扱い（直接差別）及び外形的に見たときには性別によって異なる取り扱いではないが、一方の性別の人が著しい不利益を被

るような基準や慣行で その正当性が認められないもの（間接差別）」と定義する。

（５）「無意識の思い込み」の定義中「脳にきざみこまれ」の部分の削除。

（６）「性的指向」、「性自認」について定義する。

（７）「リプロダクティブ・ヘルス」、「セクシャル・ライツ」または「性と生殖に関する健康と権利」について定義する。

（８）メディア・リテラシーについて定義する。

（９）「市民」の定義について、「性別、年齢、国籍、人種、疾病又は障害の有無、宗教、出身地、性的指向、性自認等にかかわらず」を追記する。

（理由）

（１）条例が最終的に実現する社会は「男女平等社会」または「ジェンダー平等社会」であるため、定義する必要がある。

（２）男女共同参画社会基本法では第２条に「積極的改善措置」が規定され、地方公共団体の責務としても第９条で規定されている。条例を根拠に施策を推進していくうえで、定義する必要がある。

（３）国際的な共通理解となっている「ジェンダー」及びジェンダーの視点で男女間の不平等の状況を数量として把握し、政策に生かすために「ジェンダー統計」の定義が必要である。

（４）基本理念①で「性別による差別的取り扱い」が謳われている。差別禁止を実効性あるものにするために、「性別による差別的取り扱い」は「直接差別」及び「間接差別」であることを定義することが必要である。

（５）「脳にきざみこまれ」は非科学的な表現である。

（６）現在、男女共同参画課の相談事業として LGBT 電話相談を実施しているように、施策課題としてとりこんでいる「性自認」「性的指向」について定義すべき。

（７）基本理念⑤において、「性及び生殖に関する個人の意思を尊重」が謳われているが、自己決定と権利について明確ではない。「リプロダクティブ・ヘルス」、「セクシャル・ライツ」（日本語では「性と生殖に関する健康と権利」と訳されている）の概念を定義すべき。

（８）インターネット等の情報環境が発展する中で、情報を批判的に読み解き、主体的に取捨選択する能力や自ら情報を発信する能力、すなわち「メディア・リテラシー」が求められており、男女平等教育では重要であるため。

#### ５．基本理念について

（１）①の「性別による差別的取り扱い」の前に「直接、間接問わず」を入れる。

（２）②の「無意識の思い込みに基づく制度または慣行」を「無意識の思い込みや制度または慣行」とする。

（３）⑤で「リプロダクティブ・ヘルス」、「セクシャル・ライツ」の概念を明記すること。

（４）新たに⑥として、「学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の場において、生涯を通じた男女平等意識の形成に向けた取り組みが行われること」を追加する。

（５）新たに⑦として、「男女平等への取組が、国際社会における男女平等への取組と密接な関係を有していることを深く認識して、国際的協調の下におこなわれること」を追加する。

(理由)

(1) 条例に実効性をもたせるためには、基本理念に直接差別・間接差別の禁止も明記することが必要である。

(2) 意識と社会慣行等は相互に関係し性差別を再生産しているため、意識が性差別を生じさせるすべての原因とはいえないため。

(3) 「リプロダクティブ・ヘルス」、「セクシャル・ライツ」を定義することによって明確となり、認識が広がり、相互の理解と権利意識が高まるといえる。

(4) 素案では教育関係者の責務を規定しており、男女平等社会の実現に教育が果たす役割が重要であるとの認識を示している。基本理念として男女平等意識の形成に大きな役割を果たす教育について規定すべきである。

(5) 自治体の男女平等政策も国際的な取組によって充実進化してきた。条例では、国際基準に則った取り組みを進めることを明記すべき。

#### 6. 市民の責務について

②の全部削除。

(理由)

「男女が協力しあい」など、市民の家庭生活について、条例（行政）が介入すべきではない。現在の家庭の形態は多様であり、男女ばかりで家庭を構成しているわけではない。また、どのような家庭生活をおくるかは、個人の自由であり、条例に規定すれば自由の侵害と統制の危険性がある。

#### 7. 教育関係者の責務について

(1) ①において「男女共同参画」を「男女平等教育」とする。

(2) ②の市が実施する施策への協力としている内容を、次の3項目を追加し教育関係者の責務として規定する。

1. 教育関係者は、男女平等教育の一環としてメディア・リテラシーを養う教育を重視し、学習機会を提供するよう努めるものとする。
2. 教育関係者はリプロダクティブ・ヘルス及びセクシャル・ライツを理解し、重んじる教育をするよう努めるものとする。
3. 教育関係者は、性的指向及び性自認について理解を深め、偏見を持つことがないよう教育をするよう努めるものとする。

(理由)

(1) ①において教育分野では「男女平等教育」として長年取り組まれている。

(2) 追加規定する3項目はいずれも重要な施策課題であり、相互に関連するため、条例に規定すべき。特に2については、現在、子どもへの性暴力等は大きな社会問題となっており、リプロダクティブ・ヘルス及びセクシャル・ライツの認識と行動できる力が子ども及び社会に求められている。

#### 8. 体制の整備について

「拠点施設の整備等」として条を起し、「市は、男女平等施策を実施し、施策への取組を支援するための総合的な拠点施設として、八王子市男女共同参画センターを位置づけるものとする。」と規定する。

(理由)

素案では、「拠点を設置する等必要な体制を整備するものとする」として、男女共同参画センターを例示にとどめているが、実際に相談や啓発事業のための拠点となっている男女共同参画センターを拠点施設として明記すべき。

#### 9. 男女共同参画審議会について

(1) 審議会の名称を「男女平等審議会」または「ジェンダー平等審議会」とする。

(2) 審議会について、条例に章を起し、設置、所掌事項及び権限、組織、会長・副会長、任期、会議・議事、関係機関への協力要請、会議の公開等について条例に明記する。

(3) 審議会の所掌事項に以下のことを明記する。

①審議会は、男女平等施策について調査、企画、立案等を行い市長に意見を述べることができる。

②審議会は、必要に応じて、男女平等社会の実現に関して市長に意見を述べるができる。

(4) 審議会の組織について、市民公募及びジェンダーに偏りがないように配慮する規定等を明記する。

(理由)

(1) 条例の名称について理由を示したように、「男女共同参画」は適切ではなく、「男女平等」「ジェンダー平等」が適切であるため。

(2) 審議会は男女平等・ジェンダー平等社会の実現のために極めて重要な役割を担う。男女共同参画社会基本法は男女共同参画会議について、第3章として章を起し、設置、所掌事務、組織、議長、議員、議員の任期、資料提出の要求等、政令への委任として、法律に詳細に定めている。よって、審議会の組織、運営について規則に委ねるのではなく章を設置して条例に明記し、審議会の権限を担保すべきである。議会の議決が必要のない規則で定めることは、審議会の権限を弱体化させ、その時々行政の考えによって組織運営が左右される危険性がある。

(3) 男女共同参画基本法は、審議会の所掌事務を次のように基本方針や総合的な計画について審議するだけでなく、政府の施策について男女平等の視点が反映されるよう、必要な内閣総理大臣や関係大臣に必要な意見を述べることや、施策の実施状況を調査し監視するという強力な権限が付与されている。同様に、条例においても市長の諮問に応えるだけでなく、審議会に自律的な権限をもたせることが必要である。

(参考資料 男女共同参画社会基本法 第3章(所掌事務)第22条)

①男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

②前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

③前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

④政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

## 1. 苦情申し出への対応について

### (1) 苦情の申し出の範囲を次のように規定する。

#### 【苦情の申し出】

- ①市民、教育関係者、事業者、及びその他の団体は、市が実施する男女平等施策又は男女平等社会（ジェンダー平等社会）の実現に影響を及ぼすと認める施策並びに性別による差別的取扱い、その他の男女平等社会の実現を阻害する人権侵害と認める事項に関し、市に対して、苦情の申し出をすることができる。
- ②苦情の申し出の窓口は、八王子市男女共同参画センターに置く。
- ③前2項に定めるもののほか、苦情の申し出に必要な事項は、規則で定める。

### (2) 苦情処理機関の組織と所掌事項、機能について次のように規定する。

#### 【八王子市男女平等苦情処理委員】

- ①前条に定める苦情について適切かつ迅速に対応するために、八王子市男女平等苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。
- ②苦情処理委員は、3人以内とし、男女平等問題について識見の高い者を、市長が委嘱する。
- ③苦情処理委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して3期を超えてはならない。
- ④苦情処理委員は、苦情の処理に関し、苦情の申し出に係る市の施策を実施する機関に対して資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは指導、助言、是正の勧告又は提言を行うことができる。
- ⑤苦情処理委員は、苦情の処理に関し、人権侵害と認める事項があった場合で、必要と認めるときは、関係者に対しその協力を得て資料の提出及び説明を求め、又は関係者に意見を述べるることができる。
- ⑥苦情処理委員は、苦情の処理に関して必要があると認めるときは、審議会と連携して苦情の処理にあたるものとする。
- ⑦苦情処理委員は、自己の発意に基づき事案を取り上げて調査し、当該事案について市の機関に対し意見を述べ、若しくは是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は制度の改善に関する提言を行うことができる。
- ⑧苦情処理委員は、苦情処理又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、意見陳述、勧告又は提言をした場合は、その内容を公表することができる。
- ⑨苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

#### (理由)

##### (1) 苦情の申し出の範囲について

男女平等社会（ジェンダー平等社会）の実現と条例の実効性を確保するために、苦情処理の体制はとも重要である。男女共同参画基本法17条は「①政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のた

	<p>めに必要な措置、②性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な装置を講じなければならない。」と規定している。基本法が求める苦情処理体制を八王子市でも実現するために、苦情の申し出の範囲を基本法17条が規定する内容を(1)①として条例に規定すべきである。</p> <p>素案では、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関してのみが、苦情の申し出の範囲となっているが、これでは不十分である。性別による差別的取扱い、その他の男女平等社会の実現を阻害する人権侵害と認める事項に関しても苦情の申し出をすることができるよう規定すべきである。</p> <p>上記の規定がなければ、素案の「性別による権利侵害の禁止」も絵に描いた餅であり、条例の実効性を確保できない。</p> <p>(2) 八王子市男女平等苦情処理委員について</p> <p>素案では、「必要な体制を整備すると」の規定にとどまり、説明では、「苦情の処理については第三者的な体制を整備することを想定している」として、苦情処理体制については規則に委ねるとしている。苦情処理の体制は極めて重要な役割を担うことから、条例に組織、所掌事項、権能、秘密保持等について明記すべきである。</p> <p>2. 事業者の責務について</p> <p>素案②に「事業者は、性別による差別的取扱い及び職場におけるセクシュアル・ハラスメントの根絶に努めるものとする」を加える。</p> <p>の(理由)雇用における男女平等を実現するためには、雇用機会の均等、待遇の確保、ワークライフ・バランスに加えて、性別による差別的取扱いとセクシャル・ハラスメントの根絶が不可欠であるため。</p>
74	<p>(1) 条例の名称は「八王子市男女平等基本条例」がふさわしい。</p> <p>(2) “男女共同参画”は男女平等を実現するための手立ての一つです。条例名に「実現を目指す」という文言は不要です。</p> <p>(2) 前文 冒頭に日本国憲法第13条、第14条の明記はよいが、わが国は1985年国連の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し、これにより国、東京都は男女平等推進のための法整備をおこなってきた。八王子市においても男女共同参画課の設置や「男女共同参画都市宣言」までの経緯がある。こうした世界的な歴史の流れと今日当市の条例制定に向けた問題意識についての明示が必要です。</p> <p>多様性を認めあう社会としながら、「すべての人が元気に活躍し活力のある持続可能な・・・」云々は恰も同じ様態であるところを求めているようであり矛盾しています。この言葉は載せるべきではありません。元気に活躍できない人も認め合うのが多様性を認めることになるからです。</p> <p>(3) 条例の目的は男女共同参画の推進ではなく男女平等社会の実現です。条例が目指す社会は性別に限定されず、すべての人が生きやすい社会を構築することです。</p> <p>(4) 用語の定義 前文の加筆等により「国連女子差別撤廃条約等」の説明が必要です。用語「無意識の思い込み」の意義の「脳に刻み込まれ」という文言は不適切です。</p> <p>○提示の条例案は男女共同参画を目指すことが目的であるため条文中には「男女共同参画」という文</p>

	<p>言が多く見られるが「男女平等基本条例」としての内容見直しが求められ、それに伴い用語の定義項目も増えると思われます。</p> <p>(14) 体制の整備について現行の男女共同参画課の役割及び充実を明記する必要があります。</p> <p>(15) 男女平等推進審議会について 市長の付属機関として男女共同参画審議会を男女平等推進審議会と位置づけ、審議会の組織及び運営に関する必要事項を条例上に明示すべきです。審議会委員について権能及び審議事項、会議等の明記が必要です。</p> <p>(16) 八王子市男女平等推進計画の策定及び実施状況の公表が必要です。</p> <p>(21) 苦情申し出への対応 男女平等問題に識見の高い苦情処理委員を置くことを条例上に明確にする必要があります。苦情処理体制について明示が必要です。</p>
75	<p>1. 名称「男女共同参画社会」について、男と女だけではない昨今を反映していない。「ジェンダー平等社会」とし、ジェンダーについての定義を本文に明記する。素案本文を読むに、「ジェンダー平等」の方が適切。</p> <p>2. 上記名称、本文記載がすべて「男・女」と、男が先の表記になっている。目的に照らせば、(5)③④⑤「男女が」という主語にも違和感があります。</p> <p>3. 本条例の目的に照らせば、(7) 市民の責務 当該項目不要。</p> <p>4. (6) ①②そのほかの項目にある「こととします。」を削除。断言すればよい。</p> <p>5. (19)(20) 努力義務とする必要ないのではないのでしょうか。</p> <p>6. (14)(15) 目的達成の実現のための具体的な項目だと思いますので、より具体的に表記すべき。</p>
76	<p>意見1 条例の名称を、「八王子市ジェンダー平等推進条例」、または「八王子市ジェンダー平等実現条例」としてほしい。</p> <p>理由 ジェンダー平等社会の実現は世界的潮流であり、多様な性の平等参画社会を実現していくべきであると考えます。</p> <p>意見2 基本理念の①の「…性別による差別的取扱い」の表現を「…固定的な性意識による差別的な扱い」としてほしい。</p> <p>理由 ジェンダー平等の観点に立ち、憲法で規定されている個人の尊重と法の下での平等を実現すべき条例であるべきであることから、LGBDQ など多様な性のあり方を市民に啓蒙していく必要があると思います。「差別的取扱い」という言葉は物を扱うような印象であることから、「差別的扱い」とした方がよいと考えます。</p> <p>意見3 意見1の観点から、条例素案の「男女共同参画」の言葉をすべて「ジェンダー平等」に置き換えてほしい。</p> <p>理由 条例の名称を変更することで、条文の表現との整合性をはかるため。</p> <p>意見4 (6)市の責務について、①の推進状況の把握、施策の策定と実施という順序が逆のように感じます。</p> <p>理由 まず、具体的施策を策定、実施して、推進状況を把握、さら新たな施策を策定、実施して基本理念の実現を図っていくのではないのでしょうか。</p>

	<p>意見5 (7) 市民の責務について、市民に責務を課すのではなく、基本理念を理解してもらうよう啓発していくような書き方にしてください。</p> <p>理由 市民に責務を課すような書き方では、反発を感じる市民も多いと思います。</p> <p>意見6 (6) から(17)まで、文章の最後にすべて「こととします」という言葉が使われていますが、必要ないと思います。</p> <p>理由 本条例は男女平等(ジェンダー平等)社会実現のための八王子市としての施策の基本的な考え方を示すものであると考えますので、「こととします」というような伝達用語的な言葉は曖昧さを残すようで、本条例の表現としてはふさわしくないと思います。</p>
77	<p>意見</p> <p>5:基本理念の説明に使用されているイラストを下記のように変更し、主旨がより分かりやすく伝わるよう、ご検討ください。</p> <p>1は「多様な生き方」を表現するのであれば、老若男女、障がいのある方、同性で家族になっている方などを登場させて、みんなの生き方が尊重されることを目指すことが伝わるイラストにしてください。</p> <p>2は「性別役割分担意識」から自由になっている姿を表現すべきと考えます。女性の上司や運転士など、男性の保育士や介護員などのイラストを検討してください。</p> <p>3の「意思決定プロセスへの参加」で一番遅れているのは、政治の分野なので、市議会で男女同数の議員さんが並んでいるイラストが最適と考えます。ご検討ください。</p> <p>4の「家庭生活等で対等な立場」は、夫婦が保育園に行く子どもと一緒に家を出る、夫婦で家事を分担する姿など、夫婦両方登場する方が、より良いと考えます。</p> <p>5の「リプロダクティブヘルス・ライツ」は、性自認、性的指向、妊娠、出産、更年期など、理念の内容がより伝わりやすいイラストに変更してください。</p> <p>6の「暴力の根絶」のイラストでは、大人の男女間の問題に限定されてしまうように思います。しかし、教育・学習現場における、指導的立場にある人からの男子・女子への性的暴力、障がいのある女性への性的暴力など深刻な被害があるので、子どもや障がいのある女性などのイラストも是非加えてください。</p>
78	<p>1、仮称について</p> <p>「男女共同参画社会の実現を目指す条例」という名称については仮称であるということですが、“男女”という特定の性カテゴリを指す表現は、現代社会では多様なセクシャルや価値観を否定しているように受け止められる危険性を感じました。そこで「誰もが参画できる社会の実現を目指す条例」としてみてはどうでしょうか。</p> <p>土台が「男女共同参画社会基本法」にあるからムリだと言う意見も聞こえて来そうですが、先も申したように、現代社会の多様性を鑑みると時代に法、そのものがミスマッチしているように感じます。やはり中核市である八王子市であればこそ“男女”という言葉を外して、本気さを示す事が大切な様に思います。</p> <p>2、「ぱれっと」の4ページ目の上段の一男女共同参画社会が実現するとどうなるの?ーについて“男女”から“誰も”に変更が必要であると思います。</p>

	<p>(例) 職場では 男女がともに能力を発揮し、多様な人材が活躍する事でイノベーションが生まれ企業が活性化。 (男女、多様な人材) 言葉に矛盾が生じている 誰もが能力を発揮し、多様な人材(男女、多様なセクシャルを含めている)が活躍する事でイノベーションが生まれ、企業が活性化。に変わってみてはどうでしょうか？</p> <p>3、男女共同参画について</p> <p>①今回の条例に期待すること 男女共同参画基本法が施行された時は、社会に於ける性の多様性が懐疑的な時期であり、女性の社会進出を含む女性蔑視の考えが強く残る社会を是正して移行としていた時期であったと思います。現代社会においては、多様なセクシャルを持つ方がおり「男性」「女性」とハッキリした色分けをする事が難しい時代に入ってきたと思います。 問題は社会的に多様な個性を受け入れない土壌にあり、社会的弱者への蔑視や差別と言った精神性の問題にあるのではないのでしょうか。精神性の問題は、制度や法理的な整備では中々解決するのは難しいと思います。かと言って何もしないというのは、更に解決を遠ざけることです。今回のような条例策定は喜ばしいことと思います。 不安なことは、これまでも、そうであったと感じますが、条例を策定し公表し、体制を整えただけでは何も変わらないと言う不安です。女性の力は社会を大きく変える、新しい社会を創造するに重要なポイントになることは歴史が証明しています。いつの時代も社会を作ってきたのは女性なのです。女性の力が十分発揮されない社会は停滞を招きます。是非実りある物にしていきたいと思います。</p> <p>②女性自身の戸惑いの問題 昨今、企業などの重役に女性を割り当てる、議員数の割り当てなどが目に付きますが女性は、家庭内でも地域、学校社会において、既に主体的重要な役割を持っている方が多いと思います。さらなる重責を担うことが女性の望みでしょうか？そもそも、“気遣い、心遣い”は女性のイメージを大きく左右しています。女性自身が、とても気を遣う部分ではないのでしょうか。大半の女性は、そうした主体的役割を男性にも担って欲しい、“気遣い”“心遣い”に気づいて欲しいというのが本音ではないのでしょうか。数字的に社会的に重責を担うことより、精神性の改善が女性の社会進出に繋がるのではないかと思います。素案の中で学校教育の中で参画問題を取り上げていくと言うことに期待しています。</p>
79	<p>条例案の文言・内容は一般的・抽象的な内容である印象が強く、本条例案から新しい取り組みが行われたり、社会課題を解決することができるとは想定することが難しい印象を持ちました。より具体的な内容を明記する文言を追加することができれば、本条例に基づいて、新たな活動が行われることが期待できると思いました。例えば、以下のような文言を追記して、具体的な取り組みの契機となればと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生理の貧困」…例えば、豊島区の取り組みを参照 <a href="https://www.city.toshima.lg.jp/013/kuse/koho/hodo/r0306/2106231048.html">https://www.city.toshima.lg.jp/013/kuse/koho/hodo/r0306/2106231048.html</a></li> <li>・「男性・女性の育児休暇取得率の改善」または「男性・女性の育児休暇の奨励」</li> <li>・「シングルマザーへの配慮」…例えば、北海道のヤングケアラーの条例を参照</li> </ul>

	<a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/koho/kouhou-shiryou/107579.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/koho/kouhou-shiryou/107579.html</a>
80	<p>意見1 条例素案全体の用語・文体について</p> <p>今の時代に市民とともに、つくりあげたい社会をめざす条例の文章としては、市民にわかりやすく、明瞭な文章が期待される。素案の文章は、官僚的・お役人的で、およそ「時代遅れ」と思われる文章表現になっている。</p> <p>例1. 市の責務「①…並びに…及び…」</p> <p>例2. 市の責務以下、「…ならないこととします。」⇒「ならない。」でよい。</p> <p>意見2 条例素案全体の基本的原則について</p> <p>国際的な、そして国内的にも合意が形成されつつあるジェンダー平等における基本原則は、▼人権を確保を基礎に置き、▼ジェンダー平等と▼女性・少女のエンパワーメントをはかること、である。しかし、条例素案では、(ジェンダー)平等が、至る所で(逃げ腰で)しっかりと確認されていない。エンパワーメントは、どこにうたわれているかあいまいである。</p> <p>意見3 条例素案全体の問題点—「多様な性」を汲み上げていない。</p> <p>素案全体を通じて、旧来の男女(区分)2元論に陥っている感が強い。これは、素案自体が「既成概念」「固定観念」から脱しておらず、市民にこれを押し付けていることになる。出生時の性別も単純に男女に分けて良いかが問題視され、人々のその後の成長過程で、女性か男性かには区分できない人々【3～8%(10%説もある5%)】が居ることが明らかになってきている。この状況下では人々の性区分を、男か女か、とする2元論は、性的マイノリティ(sexual and gender minority)を差別することにもなる。素案は、この現状を十分意識しているか?条例のタイトル、内容は、この点の配慮に欠けていると受け止められる。</p> <p>意見4 ▼条例のタイトル、▼「用語の定義」の中の「男女共同参画」を改めるべきである。</p> <p>「男女共同参画」というタームの「共同参加」自体が、あいまいである。このタームが日本で使用された経緯もふまえた上でのことであるが、上記意見2で示した原則によって、男女「平等」としてはどうか。「共同参画」に執着したいのなら、その男女共同参画の定義で、「対等」などとはいわず、▼「平等」をうたい、▼上記の意見3で指摘した「性的マイノリティ」を包摂するということを明示すべきである。国立市の条例タイトルと理念は説明は1例である。</p> <p>意見5 前文の6行目の「無意識の思い込みに基づく社会慣行…」を削除すべき。</p> <p>何故、このような表現が織り込まれているのか不明であるが、「思い込む」のは意識があるからである(無意識のうちにはない)。「思い込みに基づく社会慣行」とあるが、「社会慣行が思い込みを」強めもする。この表現は、理論的に考えても不適切である。</p> <p>意見6 素案の市の責務その他では、市民を啓発することが主としてうたわれている印象を受ける。市民の自発的・能動的活動の支援は大切であると考え。しかし、市長や市職員が、「人権を基礎にしたジェンダー平等と女性・少女のエンパワーメント」という原則を、しっかり理解していなければ、この条例を生かして八王子市を、良い方向に発展させることはできないだろう。言い換えると、市長や市職員が啓発されていなければならない。市民の啓発と同時に、あるは先立って、市長や市職員が、十分な理解をもって、推進にあたるという謙虚かつ積極な姿勢が望まれる。こういった姿勢が条例の</p>

	一角に、あるいは条例発効の際の声明に示されると良いのだが。
81	<p>「男女共同参画社会」というタイトル自体変ですね。もっと解りやすく、「男女平等法案」とか。「ジェンダー平等条例」とかシンプルな言葉を使ってください。</p> <p>条例素案に書かれている言葉が、規格通りの表現で具体的内容に乏しく、新しい実際的にどのように男女が共同にプロセスして行くか…感じにくいです。</p>
82	<p>【名称について】条例の至る所で「男女」が主語として出てきますが、社会は単純に男女で分けられないという認識はすでに広がってきています。男・女ではなく、性別等にとられない一人の人間として、という視点が大切だと思います。名称も、「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」といったような先例をふまえ、ジェンダー平等、多様性、多文化共生といった文言が入った方がよいのではないかと思います。</p> <p>【前文について】「無意識の思い込み」だと一般的な言葉に読めるので、「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」とした方が定義された課題として明確になると思いました。用語の定義も同様です。</p> <p>【基本理念について】繰り返しになりますが、性別は「男女」だけではないので、「男女」が主語になっているとジェンダー平等の視点に欠けていると感じます。</p> <p>【市民の責務について】②市民は、家庭において、家事、育児、介護その他家庭生活における活動について男女が協力しあい、それぞれが固定的な性別役割分担意識にとられない ことなく生き方を選択できるよう努めることとします。⇒「男女」が想定されていることがすでに固定的な家族観のステレオタイプであると感じます。これからの社会は多様な家族のあり方を認めていくべきで、条例にもぜひその視点を入れていただきたいです。</p> <p>【事業者の責務について】コロナ禍では、特に非正規で働く女性の困窮が社会課題となりました。②の職場環境については、より具体的に踏み込んだ内容（例：男性の育児休業取得の推進、育児に関する事由での有給休暇をとりやすくする等）にしないと現状はなかなか変わらないのではないかと思います。</p> <p>【(11)～(14)について】全体的にとっても曖昧で具体性に乏しい感じました。積極的には何もしていないと言っているようにも読めました。</p> <p>【その他】八王子市議会において女性議員は3割に届いていません。「市の責務」として、もっと積極的に女性議員を増やすことに取り組んでいただきたいです。女性が議員になるのは個人及び政党の努力だけでは相当ハードルが高いと考えます。「女性議員が活躍する街、八王子」を目指していただきたいです。</p>
83	<p>○前文について</p> <p>・最先端の人権条項を持つ日本国憲法の理想を実現する条例を希望します。なぜ固定的な意識や無意識の思い込みが根強く残ったのか。「問題」を社会問題として解決せず、個人の責任とされてきたと感じます。市民の意識をアップデートできるよう、着実に男女平等の参画社会になるよう、推進する市政を実現するための条例にする必要があると感じます。学生のまち八王子。学生はジェンダー平等を</p>

	<p>学んでいます。めざす社会は男女共同参画ではなくでは、ジェンダー平等を社会の実現する決意をのぞみます。</p> <p>○3 (2) 定義、(3) 基本理念について</p> <p>⑤・「リプロダクティブヘルス・ライツ」と明記してほしい。内閣府の資料をみると「リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識を広く社会に浸透させ、女性の生涯を通じた健康を支援するための取組の重要性についての認識を高めるという観点から（中略）、認識を深めるための施策を推進する」とあるので、権利を広く周知し意識を変えるため、明記することが必要と感じます。定義にも入れることが大切だと思います。</p> <p>⑥定義にもあるので、セクシャルハラスメントも明記してください。</p> <p>○5 基本体制について</p> <p>条例を確実に実現していくために重要な役割をもつ「審議会」や「苦情処理」について、他市とも比較してみました。規定が明確でないことで実行性が低くなってしまうと思います。詳細を明記してください。</p> <p>拠点はすでにある「男女共同参画センター」ではないのでしょうか？なぜ明記しないのか不自然。効果的に実施するためにしっかりと位置付け保障してほしい。さらにもっと利用しやすく、啓発活動を行うために市民にみえる場所、利用しやすい場所への設置を希望します。条例実現めざす市の明確な姿勢も感じるし、最も効果的な啓発活動となると考えます。</p> <p>様々な体制を拡充するために予算の増額が必要と思うので、より具体的に明記し市民の意識をかえる条例を希望します。</p> <p>男女平等、ジェンダー平等の八王子を希望します。この条例の役割は大変大きいと思います。市民の声を多く取り込んだ条例になることを希望します。この条例制定を機に男女平等をさらに進めたいと感じました。</p>
84	<p>1. ジェンダー平等条例 もしくは 男女平等共同参画条例の名称にしてください。</p> <p>平成 11 年に施行された男女共同参社会法においては、gender equality の理念の実現を目指し、男女共同参画と訳し法律に反映しているとされてきました。</p> <p>男女共同参画法では、男女の人権の尊重、社会における制度または慣行についての配慮、政策棟の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国策的強調の 5 つの柱を取り組むべき理念として、掲げそれぞれの柱に対し、男女の個人としての尊厳を重んじ、男性も女性も一人の人間として能力を発揮できる機会を確保する必要がある。固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行のあり方を変える必要がある。</p> <p>男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要がある。また男女共同参画づくりのために、国際社会とともに歩むことも大切であるとし、他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があるとの内容を定めています。</p> <p>つまり、男女共同参画法においては、男女が対等であり、固定的な役割分担意識にとらわれず、男性も女性も一人の人間として能力を発揮できる機会を確保することが重要としています。法律を読めば、</p>

gender equality の理念の実現を目指していることがわかりますが、男女共同参画社会基本法という法律の名称を使ったことで、目指すべき理念や方向性があいまいとなり、結果、gender equality の概念が明確に日本社会全体に伝わり切らなかったと感じてきました。

本市の条例制定においては、条例が目指すべき方向性をしっかりと示す名称を使っていくことが有効だと考えます。平成12年に制定された東京都では、男女平等参画基本条例という名称を使っており、めざすべき方向性がしっかりと示されていると思います。

国際的な潮流を見ますと、日本も賛同して、世界中で取組を進めていこうとしているSDGsについて、日本の学校教育の取組目標としても大きく掲げているところですが、そのSDGsの17のゴールの中に、ジェンダー平等を実現していくことが重要テーマとして盛り込まれています。

男女共同参画局では、「みんなで目指すSDGs×ジェンダー平等」関連資料週としてSDGsとジェンダー平等に関する副教材を作成しており、その中で、「今の社会では男性の役割・女性の役割など、個人ではなく「性別」によって生き方や働き方が決められてしまうことがあります。そこで世界中で法律や制度を変えたり、教育やメディアを通じて意識を高める活動を行うことで、社会的・文化的に作られた性別（ジェンダー）を問い直し、全ての人の人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりのための取組が行われています。また「女性だから」という理由で直面する壁を取り除き、自分の人生を自分で決めながら生きるための力を身につける取組（エンパワーメント）も行われています。ジェンダーの平等と女性のエンパワーメント」は、SDGsの重要なテーマで、日本では「男女共同参画社会基本法」で21世紀の最重要課題となっています。との説明を行っています。

男女共同参画社会基本法では、他の国々や国際機関と相互に協力して取り組むことも謳っていますが、まさに日本の国としても「SDGs×ジェンダー平等」の視点から理念の推進をしていくことが求められています。

コロナ禍で新しい社会をつくっていくことが求められており、ジェンダー平等社会をつくっていくことは、持続可能な人類の繁栄にむけても重要課題です。

男女共同参画局としても、ジェンダー平等という言葉を使い、男女共同参画社会基本法の内容をよりわかりやすく発信する工夫をしていると感じます。

まさしくこのような時期に条例制定を行う本市としては、条例の名称も、ジェンダー平等の推進をしていくことを明確に示すことが重要であり、条例の名称は、ジェンダー平等条例もしくは、日本語の方がわかりやすいとのことであれば、男女平等共同参画条例としていくべきだと思います。

## 2. 苦情処理委員会を設置することを条例に盛り込んでください。

男女共同参画社会基本法の制定時になされた付帯決議では、男女共同参画社会の形成には、男女の人権の尊重が欠かせないことにかんがみ、苦情の処理及び、被害者の救済が十分得られるよう、実効性のある制度の確立に努めることとあります。

本市の条例では、こうした背景を踏まえ、ジェンダー平等の理念の推進への発信とともに、苦情の処理や被害者の救済制度が具体的に示されていくことを盛り込んでいくことが重要です。